全国遺跡資料リポジトリ・ワークショップ

文化遺産の記録をすべての人々へ！

—遺跡資料リポジトリの自立的な展開をめざして—

〈東京会場〉

日　時：　平成２３年１１月２６日（土）　13:00-17:30

会　場：　国立情報学研究所　１２階会議室

〈福岡会場〉

日　時：平成２３年１２月１７日（土）　13:00-17:30

会　場：九州大学附属図書館　視聴覚ホール

主　催：　国立情報学研究所 CSI 委託事業（領域２）全国遺跡資料リポジトリ・プロジェクト

共　催：〈東京会場〉国立情報学研究所
〈福岡会場〉九州大学附属図書館

後　援：　デジタルリポジトリ連合（Digital Repository Federation: DRF）
日本情報考古学会

趣　旨

全国遺跡資料リポジトリ・プロジェクトは、国立情報学研究所の最先端学術情報基盤整備（CSI）委託事業として取り組み、２０府県域へと拡大しながら今年で４年目を迎えます。この間、発行部数が少なく入手が難しい学術資料のひとつである遺跡の発掘調査報告書をデジタル化し、遺跡資料リポジトリシステムを通して、必要とする人が誰でも利用できるよう、公開・発信してきました。このプロジェクトを通して、これまでに発行された全国の報告書が網羅的に利用できるアーカイブとして整備されて初めて、研究・教育上の効果を発揮するものとなります。

遺跡資料リポジトリが今後このようなアーカイブとしての機能を完成するためには、１）参加都道府県の水平的な展開（拡大）、２）報告書デジタル化の遡及的な深化、３）新規発行報告書の継続的な登録が課題となります。このような課題を乗り越えるためには何が必要か？　報告書を作成する側である自治体担当者、利用する側である研究者・学生並びに一般市民、報告書の利用環境を整えて提供する側である大学図書館関係者の３者が、遺跡資料リポジトリ・プロジェクトの今後の方向性を議論し、自立的な展開のためには何をしなければならないかをワークショップを通して共に考えたいと思います。

ご 挨 拶

「全国遺跡資料リポジトリ・ワークショップ　―文化遺産の記録をすべての人々へ！―」の開催にあたり、プロジェクトを代表して一言ご挨拶を申し上げます。

近年、大学・研究機関等では、国立情報学研究所との共同事業である「次世代学術コンテンツ基盤構築事業」により、教育研究活動の成果である学術情報の収集、組織化、保存及び発信を目的として、「学術機関リポジトリ」による学術情報流通の整備事業が進行しています。現在では、日本国内で 151 の学術機関リポジトリが公開されるようになり（2011.11 月現在)、膨大な数の学術論文等が利用できるようになっています。

一方で、分野毎に構築された様々な主題リポジトリがあります。遺跡資料リポジトリは、このような分野別の主題リポジトリの一つで、考古学分野の基本資料である発掘調査報告書を全文電子化し、報告書抄録データとともにリポジトリ仕様（OAI-PMH）で公開することにより、考古学分野における学術情報流通の基盤を形成しようとするものです。遺跡という貴重な文化遺産の記録でありながら、発行部数が少なく流通範囲も限定され、一般に利用しづらい発掘調査報告書を国民共有の文化遺産の記録として、教育や調査・研究に利用できるようにすることを目指すプロジェクトです。

平成 22-24 年度国立情報学研究所の最先端学術情報基盤整備事業（CSI）　委託事業の支援を受け、広域事業として取り組んでいます。プロジェクトの遂行にあたっては各地域の国立大学や自治体文化財担当部署、独立行政法人奈良文化財研究所ほか、多くの機関、団体、研究者の方々のご協力を頂いています。この場をお借りして厚くお礼申し上げます。

この「全国遺跡資料リポジトリ・ワークショップ　―文化遺産の記録をすべての人々へ！―」をとおして、発掘調査報告書の電子化と公開のための議論が一層深まり、冊子報告書と共存しつつ遺跡資料リポジトリが持続可能なシステムへと発展する契機となることを期待しています。

平成２３年１１月２６日

平成 22-24 年度国立情報学研究所 CSI 委託事業（領域２）
全国遺跡資料リポジトリ・プロジェクト代表

島根大学附属図書館長　田　寵　　博

プログラム（東京会場）平成２３年１１月２６日

全体の司会進行：石井道悦　大阪大学附属図書館事務部長

13:00-13:10　開会挨拶　プロジェクト代表　田籠　博　島根大学附属図書館長
共催機関　安達　淳　国立情報学研究所　学術基盤推進部長

□講　演

13:10-13:50　講演　「埋蔵文化財保護行政の現状と課題―『発掘調査のてびき』から―」
水ノ江和同　文化庁記念物課文化財調査官　・・・・・・・・・・・・・・p. 6

13:50-14:30　講演　「遺跡資料リポジトリのこれから―永続への課題―」
笹本正治　信州大学附属図書館長（副学長）　・・・・・・・・・・・・・p. 7

14:30-15:00　講演　「デジタルとアナログの狭間で―埋蔵文化財行政の場合―」
五十嵐彰　東京都埋蔵文化財センター調査研究員　・・・・・・・・・・・p. 11

――――――――――――――休　　憩（15 分）――――――――――――――

15:15-15:45　講演　「遺跡データベースと報告書」
菅野智則　東北大学埋蔵文化財調査室文化財調査員　・・・・・・・・・・p. 13

15:45-16:00　報告　「遺跡資料リポジトリ・プロジェクトの現況」
吉光紀行　企画・広報部会主査（山口大学情報環境部学術情報課長）　p.29

□パネルディスカッション

16:00-17:30　コーディネータ：　北條芳隆　東海大学教授
パネリスト：　水ノ江和同、笹本正治、五十嵐彰、菅野智則、吉光紀行

17:30　閉会挨拶　石井道悦　大阪大学附属図書館事務部長

プログラム（福岡会場）平成２３年１２月１７日

全体の司会進行：石井道悦　大阪大学附属図書館事務部長

13:00-13:10　開会挨拶　プロジェクト代表　田籠　博　島根大学附属図書館長
共催機関　川本芳昭　九州大学附属図書館長

□講　演

13:10-13:50　講演　「遺跡情報記録とデータベース」
森本晋　奈良文化財研究所　文化財情報研究室長　・・・・・・・・・・p. 24

13:50-14:20　講演　「遺跡調査報告書の存在意義―いま私たちが求めているもの―」
横山成己　山口大学埋蔵文化財資料館助教　・・・・・・・・・・・・・p. 25

14:20-14:50　講演　「宮崎県埋蔵文化財センターにおけるリポジトリ活用について」
柳田晴子　宮崎県埋蔵文化財センター調査第一課　・・・・・・・・・・p. 27

――――――――――――――休　　憩（15 分）――――――――――――――

15:05-15:45　講演　「埋蔵文化財保護行政の現状と課題―『発掘調査のてびき』から―」
水ノ江和同　文化庁記念物課文化財調査官　・・・・・・・・・・・・・p.　6

15:45-16:00　報告　「遺跡資料リポジトリ・プロジェクトの現況」
吉光紀行　企画・広報部会主査（山口大学情報環境部学術情報課長）　p.29

□パネルディスカッション

16:00-17:30　コーディネータ：　笹本正治　信州大学附属図書館長（副学長）
パネリスト：　森本晋、横山成巳、柳田晴子、水ノ江和同、吉光紀行

17:30　閉会挨拶　石井道悦　大阪大学附属図書館事務部長

講　　演

1　講　演　「埋蔵文化財保護行政の現状と課題―『発掘調査のてびき』から―」

水ノ江和同　文化庁記念物課文化財調査官

2　講　演　「遺跡資料リポジトリのこれから―永続への課題―」

笹本正治　信州大学附属図書館長（副学長）

3　講　演　「デジタルとアナログの狭間で―埋蔵文化財行政の場合―」

五十嵐彰　東京都埋蔵文化財センター調査研究員

4　講　演　「遺跡データベースと報告書」

菅野智則　東北大学埋蔵文化財調査室文化財調査員

5　講　演　「遺跡情報記録とデータベース」

森本　晋　奈良文化財研究所　文化財情報研究室長

6　講　演　「遺跡調査報告書の存在意義―いま私たちが求めているもの―」

横山成己　山口大学埋蔵文化財資料館助教

7　講　演　「宮崎県埋蔵文化財センターにおけるリポジトリ活用について」

柳田晴子　宮崎県埋蔵文化財センター調査第一課

講　師　略　歴

水ノ江　和同（みずのえ・かずとも）

文化庁文化財部記念物課文化財調査官（埋蔵文化財部門）。同志社大学大学院博士課程後期中途退学。1988年福岡県教育委員会、2000年九州国立博物館、2006年より現職。

主要著作・論文等：『縄文時代の考古学（全12巻）』（同成社　他４名と編集　2007～2010）、「九州地方の縄文集落と縄文文化」『集落の変遷と地域性』（雄山閣　シリーズ縄文集落の多様性Ⅰ　2009）、「縄文時代遺跡の保護」『遺跡学研究』（日本遺跡学会　2010）

笹本　正治（ささもと・しょうじ）

信州大学副学長。人文学部教授。博士（歴史学）。名古屋大学大学院文学研究科博士課程前期修了。1977年名古屋大学文学部助手、1984年信州大学人文学部助教授、1994年信州大学人文学部教授、2009年より現職。

主要著作・論文等：『真田氏三代―真田は日本一の兵―』（ミネルヴァ書房、2009年）『修験の里を歩く―北信濃小菅―』（高志書院、2009年）、『武田勝頼―日本にかくれなき弓取り―』（ミネルヴァ書房2011年）ほか多数がある。

五十嵐　彰（いがらし・あきら）

東京都埋蔵文化財センター主任調査研究員。慶應義塾大学文学部卒業、同修士課程修了。慶應義塾藤沢校地埋蔵文化財調査室を経て、1991年より現職。慶應義塾大学文学部非常勤講師。

主要著書・論文等：「埋蔵文化財センターにおける情報デジタル化に関する個人アンケート調査報告」『日本考古学』第24号（共著、2007）、「「日本考古学」の意味機構」『考古学という可能性』（雄山閣、2008）、「統一＜場－もの＞論序説」『季刊東北学』（柏書房、2010）、「遺構時間と遺物時間の相互関係」『日本考古学』第31号（2011）

菅野　智則（かんの・とものり）

東北大学埋蔵文化財調査室文化財調査員。東北大学大学院文学研究科博士後期課程修了。2004 年東北大学短期教務補佐員、2005年東北大学助手、2007年東北大学助教、2008年より現職。

主要著書・論文等：「居住形態からみた東北地方の縄文前期」『日本考古学協会2009年度山形大会研究発表資料集』（日本考古学協会 2009 年度山形大会実行委員会，2009）pp.155-164、「東北地方における中期後半大木式土器に関する研究基盤の成立過程」『博古研究』41（2011）pp.21-35

森本　晋（もりもと・すすむ）

奈良国立文化財研究所文化財情報研究室長。1986 年京都大学大学院文学研究科博士後期課程研究指導認定退学、考古学専攻。1988年より奈良国立文化財研究所勤務。

主要著書・論文等：『遺跡情報交換標準の研究　第２版』（2009）

横山　成己（よこやま・しげき）

山口大学埋蔵文化財資料館助教。立命館大学大学院前期博士課程修了。茨木市立文化財資料館専門調査員、富田林市教育委員会嘱託職員を経て現職。

主要著書・論文等：『東奈良遺跡』、『新堂廃寺・オガンジ池瓦窯・お亀石古墳』、『萩見島ジーコンボ古墳群第154号墳出土資料調査報告』などがある。

柳田　晴子（やなぎた・はるこ）

宮崎県埋蔵文化財センター職員。琉球大学史学科卒業。2002年より現職。

主要著書・論文等：「宮崎県中山遺跡出土の六道銭について」『出土銭貨』第23号（2005）、「小峰焼の考古学的再検討」『宮崎考古』20号（2006）（堀田孝博との共著）

埋蔵文化財保護行政の現状と課題

ー文化庁記念物課『発掘調査のてびき』からー

水ノ江和同（文化庁記念物課）

１　埋蔵文化財とは

（１）定義

・土地に埋蔵されている文化財（文化財保護法第 92 条）

（２）意義

・わが国固有の歴史と文化の内容を明らかにすることのできる国民共有の財産。

・地域づくり、ひとづくりにも寄与する歴史的、地域的資産。

２　発掘調査報告書とは

（１）定義

・埋蔵文化財の発掘作業から整理等作業にいたる、発掘調査全般の成果を的確にまとめたものであり、永久に保存しなければならない。

・発掘調査は、発掘調査報告書が適切に刊行されることによって完結する。

（２）保存・公開・活用

・将来にわたって保存されるとともに、広く公開されて、国民が共有し、活用できるような措置を講じる必要がある。

・当該地域をはじめとする関係の図書館・博物館・公民館や、国と地域の歴史・文化を学術的に研究する大学等研究機関などにも配布し、さらに希望者が勘弁に閲覧などの利用ができるよう、適切な管理をおこなうことが求められる。

・記録媒体自体の劣化のほか、媒体の規格変更や製造中止など、いくつかの問題が指摘されるデジタルデータではなく、紙媒体による印刷物とすることが求められる。

３　デジタル技術の活用

（１）考え方

・デジタル技術の導入は、経費や手間がかかる場合があること、現状では、デジタルデータの記録媒体は半永久的な保存が不可能であり、媒体の規格変更や製造中止によって、蓄積した資料が利用できなくなるおそれがある、といった大きな問題がともなうことを、十分に認識することが重要である。

（２）『発掘調査のてびき』におけるデジタル技術の取扱い

・デジタル技術の活用に関する記述は、あくまで現状をふまえたものであり、将来的には、発掘調査にともなうさまざまな作業に必要な道具類の製造の動向や、その特性と有効性、さらには費用対効果も勘案したうえで、適宜対応していく必要がある。

◎ここに記述された文章は、すべて文化庁記念物課が平成 22 年 3 月に刊行した『発掘調査のてびき』からの抜粋です。

遺跡資料リポジトリのこれから
永続への課題

信州大学附属図書館長　笹本正治

2011年11月26日（土）

発掘調査報告書

発掘調査

- 遺構の検出状況と遺物の出土状況を実測図や写真に記録保存するために遺構を掘り下げる調査
  →多くは地下に埋もれた人間活動の痕跡を掘り出して当時の生活の様子を調べる

報告書

- 発掘調査によって確認された遺構や遺物等の様々な情報を満載した資料集
- 発掘調査の後、出土品整理作業（遺構図面・写真の整理、出土した遺物の洗浄・注記・分類・接合・復原・実測・写真撮影、原稿執筆・編集等）を経て作成
- 報告書刊行によって調査はひとまず終了
  →成果（資料）は地域住民・研究者等の共有の財産

発掘調査費用と報告書ー私の思いー

費用は原則的に開発事業者

多くの場合は県や市町村など公共団体

→発掘及び発掘調査報告書は多くが税金によっている
成果は税金を出した人びとなど公共の財産

実態はそうなっていない

発掘調査報告書は発行部数が少なく見ることができない
文章は専門家しか理解できない
発掘調査報告書は客観的か
あの人の報告なら信用できる

一般の人にも手にとってもらえる報告書か

多くの情報を得て発掘調査報告書自体の前進を図る
→競い合ってよりよい報告書を

なぜ信州大学は遺跡リポジトリに力を入れるか

信州大学には考古学を専攻する分野がない
→学生教育のためとするには理由が希薄

本学は地域連携に力を入れている
→実質日本一の件数

大学の生き残り策
→地域に必要とされる大学、地域に必要とされる図書館

電子ジャーナル等に対する対抗策の基盤に

図書館は知識の収蔵庫・保管庫

信州大学附属図書館の方向

1.教育（学習・授業支援）
・新入生図書館利用ガイダンス
・大学院生による図書館学習支援員の導入など
→入館者は平成20年度に比較して平成22年度133%増、平成23年度136%増を予測
→貸出数は平成20年度に比較して平成22年度145%増、平成23年度158%増を予測

2.研究（研究支援）
・ＳＯＡＲ（信州大学の研究者総覧・機関リポジトリ・Web of Science・電子ジャーナルを統合した研究情報に関する総合的なシステムの名称）の活動
・電子ジャーナル

3.社会連携・社会貢献
・信州共同リポジトリの試行運用：長野県内の大学図書館支援
・長野県遺跡資料リポジトリの拡充（今年度目標：450件、合計：2090件）
・石井鶴三資料の整理研究
・市図書館との連携

4.国際化
・韓国慶尚大学校との連携推進
・名古屋アメリカンセンターとの連携推進　（以下略）

中央図書館利用統計

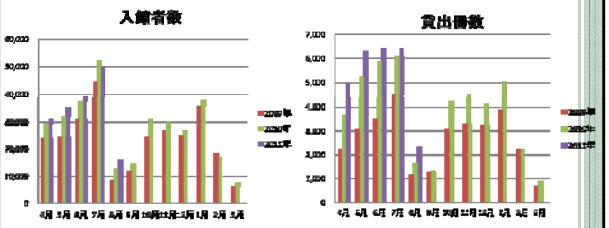

SOAR	研究者総覧SOAR-RD, 機関リポジトリSOAR-IR, 研究者個人・組織統計SOAR-RVASを統合公開(8月) ➢SOAR-RD •教員情報の公開義務化による100%のデータ更新 •Web・代理更新機能の実装 (7月) •(H23年度) 新機能説明会の開催, 他システムへのデータ提供, 教員評価との連携検討 •(H24年度以降)教員評価との連携検討 •(H27年度以降) 全教職員の必要項目の100%データ更新 ➢SOAR-IR 機関リポジトリランキング(世界98位、国内20位) 機関リポジトリ掲載論文等ダウンロード数(国内14位) •登録件数:10,895件(9月) ➢SOARの統合サイト(RD/IR/RVAS) •(H23年度)ハードウェア更新, 博士論文登録, 目標:14,000件 •(H24年度以降)博士論文を重点的にコンテンツ拡充 •(H27年度以降)目標:15,700件 ➢SOAR-RVAS •(H24年度以降)戦略的視認度分析

ＳＯＡＲにおける研究支援

- 社会への教育研究活動と教育研究成果の発信・知的生産物の長期保存
- 論文の視認度分析：定量的評価指標を提供

図書館の地域連携として

1. 松本市・塩尻市・安曇野市の図書館と連携協定
   信州大学の125万冊の蔵書を市民の書斎にも
   一般書は市立図書館を利用
   双方の図書館から借り出し返却ができる
   →農学部は伊那市の図書館

2. 連携を通じて講演会など
   館長ー松本市図書館、安曇野市図書館
   アメリカンシェルフプロジェクトの一環として「アメリカ合衆国大使館公使講演会」を塩尻で

3. 電子化・リポジトリ
   近世日本山岳関係データベースー小谷コレクション
   信州大学繊維学部デジタルアーカイブ

リポジトリによる地域情報の発信

信州共同リポジトリと長野県遺跡資料リポジトリによる県内大学研究情報と発掘調査資料の発信

信州共同リポジトリ	• (H23年度)信州共同リポジトリの構築, 講習会の開催, 試行サービス開始209冊, 目標:1,361論文(参加5大学) • (H24年度以降)本格サービスを開始, 参加大学の拡大 • (H27年度以降)県内全て18校の高等教育機関の参加
長野県遺跡資料リポジトリ	• サイトを平成23年5月に公開 • 登録した発掘調査報告書数は平成23年7月末時点で1,640件 • 本プロジェクト参加20府県では全国一の登録件数 • ダウンロード数は8月末時点で24,864件 • (平成23年度末)450件を登録予定 • (H24年度以降)未コンタクト17自治体への登録促進、広域連携の検討 • (H27年度以降)目標:県内全てで発行している報告書3,000件の登録

全国遺跡資料リポジトリ・プロジェクトと本学

沿革

２００８（平成２０）年度
- 中国５県域で始動　（国立情報学研究所ＣＳＩ委託事業）

２００９（平成２１）年度
- １２府県域へ拡大　（国立情報学研究所ＣＳＩ委託事業、科学研究費補助金研究成果公開促進費事業）

２０１０（平成２２）年度
- ２０府県域へ拡大（国立情報学研究所ＣＳＩ委託事業、科学研究費補助金研究成果公開促進費事業）

信州大学（長野県）参加

長野県遺跡資料リポジトリの戦略

- 最初から日本一の数をめざす
  →注目を浴びなければアピールできない
- 図書館長からから県・自治体へ働きかける
  →図書館員みんなで
  大学のためでなく地域のために
- 大学から自治体へ依頼すると同時に
  県教育委員会から自治体へ協力依頼を通知
- 報道に遺跡資料リポジトリを取り上げてもらい、自治体の理解が得られる
- 職員が丁寧に応対する
- 人のつながりを活用する

長野県遺跡資料リポジトリの動き

２０１０（平成２２）年度
　信州大学参加
９月～１０月
　自治体訪問・機関訪問
- 長野県教育委員会文化財・生涯学習課
- 長野市教育委員会文化財課
- 長野県埋蔵文化財センター
- 遺跡資料リポジトリへの協力依頼文書（自治体宛）
- 報告書の収集開始
- 報告書の電子化開始

２０１１（平成２３）年５月２４日
　長野県遺跡資料リポジトリ公開

報道に働きかける

遺跡リポジトリ・プロジェクト参加
- 2010年10月23日
  信濃毎日新聞
  中日新聞
  市民タイムス
- 2010年11月6日
  朝日新聞（長野県北東信）

長野県遺跡資料リポジトリ公開
- 2011年5月24日
  信濃毎日新聞
- 2011年5月27日
  市民タイムス

県内遺跡資料ネット公開へ
10大学参加のHPで
信大図書館 来春目指す

遺跡調査報告書 1128点電子化
信大 無料ダウンロード可能に

長野県は遺跡が多い

写真提供：長野県埋蔵文化財センター

自治体・機関別発掘調査報告書の収集状況

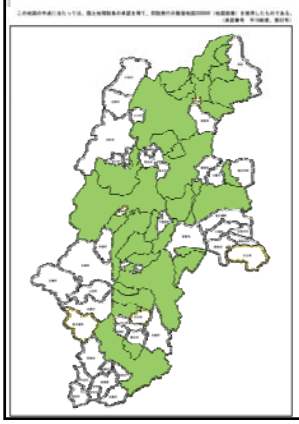

- 自治体の協力により報告書の提供・公開許諾、1640件が登録（2011年8月時点）
  協力自治体は緑色
- 今後、電子化予定の収集済の報告書は約450件
  継続協力自治体　緑色
  新規協力自治体は黄色

信州大学が多数収集できた理由

1.発掘調査報告書が多く出ている
　長野県は考古学のメッカとして研究が進んできた
　八幡一郎、藤森栄一、戸沢充則、他
　14600ヵ所の遺跡
　尖石遺跡―宮坂英弐、平出遺跡（かつて登呂遺跡などとならぶ日本の三大遺跡のひとつ）
2.歴史学や郷土研究が盛んな土地柄
　信濃史学会（1932年に第一次『信濃』）、長野県考古学協会（本年が50周年）
　長野県民俗の会（1971年から）、など
3.信州大学附属図書館の優秀な職員・やる気の職員
　交渉が始まってすべて職員が行っている、自分の車で取りにも行く
　やる気にならなければ前に進まない、図書館のために県民のためにという心持ち
4.館長が元長野県文化財保護審議会会長
　県や地域と太いパイプ、人とのつながりで直接連絡
5.連携協定を結んでいる市町村を核にして
　多少の無理がきく関係
6.目標を明確に
　最初得た情報では約1600冊
　1000冊を超えれば日本一　まずは100冊を

新聞・雑誌掲載記事（平成23年度）

→職場に誇りを持つ職員
- 貴重な山岳蔵書を電子化（信毎：2011.4.14）
- 遺跡調査報告書1142点電子化（信毎：2011.5.24）
- 海外図書館との初の交流協定（信毎：2011.5.25）
- 信大図書館の電子書庫　遺跡資料の登録1436件に
  参加20大学で最多（市民タイムス：2011.5.27）
- 遺跡、山岳資料のネット公開（中日：2011.5.27）
- 小谷コレクションを訪ねて（ダビンチ：2011.6（7月号））
- 本を読んで信州大好きに　信大図書館県外出身者向けコーナー（信毎：2011.6.11）
- 米国の文化 公使が解説（市民タイムス：2011.6.14）
- 信大附属図書館で避難訓練（NHK：2011.7.14）
- 信大付属図書館「震度5強」発生受け単独で初の避難訓練 平日の夜を想定（信毎：2011.7.14）

→役員会などの認知度の上昇

報告書を収集して・・・

報告書のPDFを保有している自治体・機関がある

- 県埋文・長野市・松本市・中野市など
- 自治体・機関でアーカイブを進めている

→大学にも載せればアクセスが増大と説得

- 発行時にPDFも作成しているケースがある

→積極的にお願いも

インターネットでの公開の許諾を得られないケースも

- 販売しているため
- 面倒だという実態

長野県遺跡資料リポジトリの現状

アーカイブは進みつつある

- 多くの利用者
- 点数の増加
- 社会への浸透

これから発行される発掘調査報告書は？

- 電子化はいつ行うのか？
- 年間発行数　約100冊（長野県内の発掘調査報告書）
- 電子化費用

→これは経費の一部でしかない

信州大学における今後の課題

1. 継続性
   長野県の場合で毎年100冊は増加
   PDF化されたとしても収集や維持管理には経費がかかる
   →大学予算が削られる中で図書館としては予算がない
2. バックナンバーなどの収集
   過去に出たものなどをどうするのか
   →人が必要
3. 拡大する図書館業務と職員の消耗
   行動する図書館になればなるほど仕事が増える
   →削られる職員と予算
4. ハード面の維持・メンテナンス
   ここにも経費が必要

予算無く維持はできない

全国的な課題

１）参加都道府県の水平的な展開（拡大）

- 価値を社会的に認識させる
- 認知度を上げる
- 協力しないと損だとの意識を持たせる

２）報告書デジタル化の遡及的な深化

- 県市町村側の理解
- 埋蔵文化財担当者のやる気
- やる気にさせるには

３）新規発行報告書の継続的な登録

- 大学としてはなんといっても人件費・経費

→図書館のやる気だけでは前に行けない
このままでは首を絞める

４）大学にメリットはあるのか

- 資金難の中で

デジタルとアナログの狭間で –埋蔵文化財行政の場合–

五十嵐 彰

１．　重要課題に関する現状認識

「埋蔵文化財は、わが国の各地域に普遍的に存在する、豊かで生き生きとした歴史的な財産である。こうした地域の歴史を証言する埋蔵文化財は、未来に伝えるべき存在であり、現代においてそれを失うことは極力さけなければならない。したがって、開発事業などとの円滑な調整を図りつつ、また国民の理解と協力を得ながら、それらを適切に保存し、活用することが、埋蔵文化財行政上、重要な課題となる。」（文化庁文化財部記念物課 2010『発掘調査のてびき』）

「いずれにしても、発掘作業で得られたさまざまな成果は、地域社会にとってかけがえのない情報であって、国民共有の財産である。それらは、記録・保存するとともに、社会にすみやかに発信して広く共有する必要があり、適切な対応が図られなければならない。

そのさいに、ネットワークを利用した情報発信が、今後ますます重要な位置を占めるようになることは疑いない。このためにも、遺跡や遺構・遺物に関するデータの標準化は不可欠であり、それを可能にする体制の整備が求められる。

また、発掘作業で得られた記録や情報も、紙媒体として適切に保管すると同時に、必要に応じてデジタル化することが望ましい。」（集落遺跡発掘編：248）

「以上のような報告書の性格を考えると、報告書は、記録媒体自体の劣化のほか、媒体の規格変更や製造中止など、いくつかの問題が指摘されるデジタルデータではなく、紙媒体による印刷物とすることが求められる。」（整理・報告書編：2）

「調査成果や報告書の内容を、ネットワークを介して公開し、共有する試みも進みつつある。そのさいには、印刷物をたんにデジタルデータに置き換えるのではなく、検索や再利用の容易さといった、デジタルデータの特性を生かしたものとするほうが利用価値は高い。とくに、実測図や属性表などの図表類は、そういった利用しやすい形式での公開が望まれる。」（同：187）

監督官庁が「具体的な手順と方法を示した「てびき」（マニュアル）」における文章であるが、「デジタル化することが望ましい」としつつもそれは「必要に応じて」であり、どのようなそして誰にとっての「必要」なのかについては記されていない。そして報告書については「デジタルデータではなく、紙媒体」であることが求められている。いったいどのような場面での何が適切な記録であり活用方法なのか、果たしてこうした現状認識で「国民の理解と協力」を得ることができるのか、現場はもとより学会での議論も低調で、その見通しは明確でない。

２．埋蔵文化財行政（考古学）

ある＜場＞における＜もの＞と＜もの＞あるいは＜もの＞と＜場＞の関係を明らかにするのが、発掘調査である。発表者が知りえる範囲で、考古資料から考古記録を抽出する過程におけるデータの様々な様態について述べてみたい。

３．考古学（埋蔵文化財行政）

「日本考古学」の代表的な定期刊行物である『月刊考古学ジャーナル』は、1967 年以来５月号が過ぎ去りし一年を振り返る「動向」特集号に当てられている。その動向（動向の動向）は、「日本考古学」の歩んできた道程を如実に表わしている。項目の設定状況を概観することで、現在の学問的状況とその問題点を考える。

４．「掘るだけなら掘らんでもいい話」

「岩崎　いま、我々研究者にとっては処理しきれない情報が氾濫しすぎて結果的には、ある意味の情報不足に陥っています。コンピュータの導入はさけられないと思います。いっぽう、いま市民社会には、研究団体とかサークルがたくさんあり、かつてないほどの知的欲求が高まりをみせています。そういう人たちもまた、専門的な情報がなくて困っているわけです。研究者・同好者を含めて、効率の高い情報がうまく流れるためには、一体どういう方法があり得るだろうかと考えているのです。

菊池　先ほど言われたのは、現場での説明会と、地元に根づいた資料館活動についてですね。それと文献ということですね。

岩崎　そう、文献的なデータを含めてね。

（中略）

菊池　そういうものも本当は、日本考古学協会の仕事の１つであってもいいのですがね。

田中　しかし、専従職員のいない協会では大変ですわ。私の所属する奈文研でもやれるところからやり始めていますけどね。

菊池　やっぱりこれはいわゆる情報処理の問題とからんできますね。

鈴木　これはある意味で国家的なレベルでやらないと無理なんじゃないかという気がしますね。

田中　規模としてはね。」（1985『考古学調査研究ハンドブックス』第３巻 研究編「日本考古学の現状と課題」：178-9.）

情報が氾濫して情報不足に陥っているという現状認識は、現在のものではない。パソコンがちらほら出回り始めた、四半世紀も前のことである。

そしてさらに 70 年以上も前に、ある考古学者が「永いことみみずを掘っていた話」なるものを記していた。

「こうしていまやわれわれの考古学は、無意識のうちに「完成」と行きづまりの一歩手前まできた。ちょうどそれはみみずの動物学的位置については、至れる限りの分析と総合が完成したときと同様であった。ところがさて、みみずは喰うこともできず、肥料にもならず、せいぜい魚釣の餌にしかならなかった。どうせこんなんだったら嗚呼どうして始めから、何のためにみみずを掘るかを考えておかなかったろうか。たったこれっぽちのことだったら、みみずは土の中へまだ寝かせておいてさしつかえなかった。掘ることは何が出るかが問題ではない。何のために掘るかがじつに終局の問題なのだ。」（藤森栄一 1974「掘るだけなら掘らんでもいい話」『考古学・考古学者』：12-3.）

考古記録をどのように取り扱うのか、様々な意見はあっても常に考えておかなければならないのは、「私たちはいったい何のために発掘しているのか？　そして誰のために報告書を作っているのか？」という「終局の問題」である。

「文化遺産の記録をすべての人びとへ！」というスローガンが是認されるのだとしたら、答えは自ずと明らかである。

pdf 資料をダウンロードするのに、紹介状は必要ない。必要なのはネット環境のみである。答えは自ずと明らかである。

私たちは、調査者として「発掘調査における高い精度と適正な内容」を追求するのと同じ程度、そのようにして得られたデータを「高い精度と適正な内容」で「すべての人びとへ」還元することに意を払わなければならない。

2000 年 11 月 5 日、そして 2011 年 3 月 11 日を経て、「日本考古学」がなすべき事柄は、何なのか？

遺跡データベースと報告書

菅野智則
（東北大学埋蔵文化財調査室）

考古学におけるデータベース

データベースの作製事例

紙媒体による地名表・集成図等は、戦前より作製されてきた。

遺跡の集成地名表

東京帝国大学による遺跡地名表(東京帝国大学1897-1928)
森本六爾による『青銅器時代遺跡地名表』(森本六爾1929)
酒詰仲男による『日本貝塚地名表』(酒詰仲男1959)　など

遺物の集成図

山内清男による『日本先史土器図譜』(山内清男1939-1941)
小林行雄らによる『弥生式土器集成図録』(小林行雄・森本六爾編1938・1939)　など

「「集成」の必要
　考古学的資料の根本的整理は遺物の集成(corpus）を作成するに在り。然るに従来の学者意を此處に用いるもの少なく、吾人は新に発見せる遺物を従来発見の同種のものと比較するに際して常に無益なる検索と照合とを余儀なくせられるること、恰も完全なる目録（カタログ）を有せざる大図書館に在るの思を禁ぜざらしむ。」（濱田耕作1922:p.140）

考古学では、比較検討のための「集成」が進められた。

東京帝国大学編1897-1928 『日本石器時代人民遺物発見地名表』

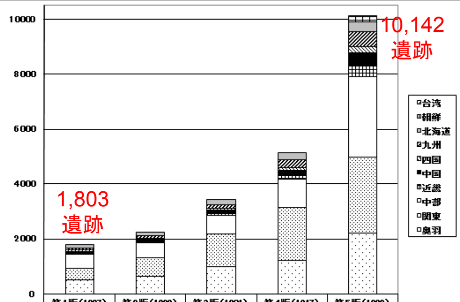

	第1版(1897)	第2版(1898)	第3版(1901)	第4版(1917)	第5版(1928)
台湾					55
朝鮮					192
北海道	130	144	168	265	338
九州	85	86	146	285	546
四国	39	41	44	99	233
中国	97	99	140	188	427
近畿	21	29	61	119	443
中部	487	551	689	1029	2944
関東	443	674	1181	1910	2735
奥羽	501	636	987	1233	2229

東京帝国大学が中心となり、情報の集積を進める。約30年程度で、遺跡数は激増している。

各遺跡集成の項目

東京帝国大学 1897-1928 『日本石器時代人民遺物発見地名表』	東京帝国大学 1900 『古墳及同時代横穴遺物発見地名表』
所在地(及び種類)	所在地(及び種類)
出土遺物	出土遺物
報告者・遺物所蔵者・報告書籍	報告者・遺物所蔵者・報告書籍
典拠	典拠

森本六爾 1929 『日本青銅器時代地名表』

国別地名表	件別地名表
番号	地名
地名	数量
種別	形式
出土遺物	対照番号
報告者	備考
典拠	

酒詰仲男 1959 『日本貝塚地名表』

通し番号・地方番号	自然遺物
代表名	鹹度
異称名	文化遺物
所在地	編年
地名表	主要文献
現在存否	地図
地形	備考

(参考) 宮城県文化財保護課 2003 『宮城県遺跡地図』

遺跡番号	種別
遺跡名	地目
市町村名	時代
所在地	出土品等
立地	

基本項目は「所在」と「文献」。そのほかに遺跡の「内容」がある。この「内容」部分が拡充されていくことになる。

酒詰仲男　1959　『日本貝塚地名表』　土曜会

関　東　地　方

通し番号	地方番号	代表名	異称	地名表	現所在地	現在存否	地形	自然遺物	鹹度	文化遺物	編年	主要文献	地図	備考
408	1	森東	幡貝塚・*磯初(村)貝塚・*薬崎貝塚		茨城県(常陸国)久慈郡磯初村森東	±	台上斜面	貝類，獣類，魚類	主淡	土器	関山(大木1系統)・黒浜・縄早(少)	館瀬ッ奈子「茨城県磯初村森東貝塚調査報告」彰考 1. 昭27.3	日立	
409	2	南高野	*高野貝塚		茨城県(常陸国)久慈郡坂本村南高野	±	台端	貝類，獣類，鳥類，魚類	純鹹	土器，石器，貝製品	加曽利e・加曽利b	自由学園資料による(昭27.8.)	日立	発掘
410	3	南高野台上			茨城県(常陸国)久慈郡坂本村南高野（台上）	+	台上	貝類，獣類	純鹹	土器	縄後・縄晩(大洞系)	酒詰仲男発見 (昭27.8)	日立	実査
411	4	部珂高野			茨城県(常陸国)勝田市(旧佐野村)高野	+	台上					佐藤重敏の教示による(昭27.8)	湊	
412	5	金上			茨城県(常陸国)勝田市金上	−	台上					酒詰仲男「常陸金上貝塚」貝塚33. pp.2〜3. 昭26.4	湊	実査
413	6	道理山	*三反田貝塚		茨城県(常陸国)勝田市三反田字道理山	±	台上	貝類		土器，石器	田戸下層・花積下層・関山・加曽利e	佐藤次男「那珂川流域縄文遺跡地名表」考古学1-4. p.1. 昭27.5	湊	散布地の一部・ヒト
414	7	三反田シーズカ	*三反田貝塚・*シーズカ貝塚		茨城県(常陸国)那珂湊市三反田字シーズカ	±	台上	貝類，獣類	主淡	土器，石器，貝製品，骨角器	関山・加曽利e・堀之内・加曽利b・安行1	大矢透「三反田介墟発見の記」人誌3-21. pp.47〜48. 明20.11	湊	実査・ヒト
415	8	君ケ台	東中根貝塚		茨城県(常陸国)勝田市東中根字君ケ台	±	台上緩斜地	貝類，魚類	主淡	土器，石器，土製品，石製品	加曽利e・堀之内	佐藤次男「那珂川流域縄文遺跡地名表」考古学1-4. p.1. 昭27.5	湊	2ケ所
416	9	部田野	湊町北辺貝塚		茨城県(常陸国)那珂湊市部田野	+	台上	貝類	主淡	土器	加曽利e・堀之内	佐藤次男「那珂川流域縄文遺跡地名表」考古学1-4. p.1. 昭27.5	湊	
417	10	湊小川町			茨城県(常陸国)那珂湊市7丁目富士坂上関根平七氏庭前	±	台端	貝類，獣類，魚類	主鹹	土器，石器	諸磯(浮島式)	「茨城県湊町の貝塚」歴地32-4. p.318. 大7.10	湊	実査
418	11	谷田			茨城県(常陸国)東茨城郡楢門村谷田	+	低台北斜面	貝類，獣類	主淡	土器，石器，石製品，土製品，貝製品，玉類	関山・諸磯・加曽利e・堀之内・加曽利b	佐藤次男「那珂川流域縄文遺跡地名表」考古学1-4. p.3. 昭27.5	水戸	
419	12	大串	塩ケ崎貝塚・東前貝塚・大櫃貝塚	I, II, III, IV, V	茨城県(常陸国)水戸市(旧下大野村)大字塩ケ崎字東前(大串)	±	台上台端	貝類，獣類，鳥類，魚類	主淡	土器，石器	花積下層・関山	田沢金吾，大場磐雄，池上啓介，宮崎糺「大串貝塚」史前9-2. 昭12.3	磯浜	発掘

貝塚に特化した地名表であり、当時では非常に詳細なデータベースの一つ。

る。貝類，哺乳類，鳥類，爬蟲類（ウミガメ，陸水産のカメ類），両棲類カエル，魚類，棘皮類（ウニ類），節足類（エビカニ類）等がある。炭化した果実や，草木類は，本来低湿地遺跡の自然遺物で，貝塚のものでない。この草木類は食糧残滓以外である。弥生式遺跡以降からは炭化したイネ，ムギなど発見されるが，貝塚から発見された例は微々たるものである。むしろ土器の除刻として，籾痕など見られる例の方が多い。食料以外の自然遺物として，木炭，灰，黒曜石，サヌカイト，その他の岩石類，石屑，昆虫，珊瑚類キクメイシや，フジツボ等も発見される。古墳時代以降のものでは，鉄滓など出た例もある。貝類，哺乳類，鳥類，魚類等については，一層委しい種の表も掲載したかったのであるが，却って煩雑になるのを畏れて，別の機会に譲ることとした。

第3表　自然遺物

種類＼地方	北海道 %全 (地方)	東北 %全 (地方)	関東 %全 (地方)	中部 %全 (地方)	近畿 %全 (地方)	中国 %全 (地方)	四国 %全 (地方)	九州 %全 (地方)	計 %全
貝類	63 3 (50)	129 5 (43)	785 31 (76)	114 5 (54)	29 1 (60)	156 6 (41)	35 1 (72)	111 4 (54)	1422 57
哺乳類	62 2 (49)	112 4 (40)	347 14 (33)	59 2 (28)	15 1 (31)	63 3 (21)	11 0 (24)	68 3 (33)	737 29
鳥類	26 1 (20)	38 2 (14)	117 5 (11)	21 1 (10)	5 0 (10)	11 0 (4)	6 0 (13)	12 0 (6)	236 9
爬虫類	0 0 (0)	3 0 (0)	18 1 (2)	7 0 (3)	2 0 (4)	0 0 (0)	0 0 (0)	1 0 (0)	31 1
魚類	36 1 (28)	56 2 (20)	190 8 (18)	29 1 (13)	6 0 (13)	18 1 (5)	8 0 (17)	33 1 (16)	376 15
その他	32 1 (25)	14 1 (5)	120 5 (12)	13 1 (6)	5 0 (10)	14 1 (5)	4 0 (9)	14 1 (7)	216 9
植物	6 0 (5)	4 0 (1)	15 1 (1)	6 0 (3)	3 0 (6)	5 0 (2)	0 0 (0)	7 0 (3)	46 2

9）鹹　　度

これは出土する貝類が，純粋に海水産のものばかりであるか，どの程度淡水産のものが混じているかを示す。大体，純鹹，主鹹，鹹，主淡，純淡の5類に分けることが出来る。この外純鹹に近い主鹹などと言う，あいまいな表現を用いたものが二三ある。関東地方では谷中から，谷奥にかけて存する主鹹若しくは淡鹹貝塚が古く，谷口の主淡貝塚が新らしい。[註1] 他の地方では，こうした積極的な利用法はなお発見されていない。然し多少石器時代当時の附近の水系の性質を知る手がかりとはなろう。但し5類の区分評価は，貝塚貝層の全体を調査して見ないとわからぬことで，小部分を掘って確かに決定すると誤定する場合が多い。二つ記してあるものは，上下の貝層によって区別のあるものとか，別の機会の発掘で，異なる結果が出たものとかである。

10）文　化　遺　物

人工品のことである。最も大切なのは土器と石器で，それにつずいて骨角器，貝器がある。縄文土器，弥生式土器，土師，須恵等によって時代区分されることによっても，土器が如何に重要な遺物であるか明かであろう。土偶，土版，土鐘，立体土製品等は土製品，石の装飾品類，岩版等は石製品，骨角製の身体装飾品類は骨角製品，貝の釧，玉類等は貝製品，イノシシのキバの装飾品は牙製品で，上述の生産要具とは区別される。生産要具も，弥生式時代になると青銅器が加わり，古墳時代以降になると鉄器が見られるようになる。玉類は既に縄文石器時代の後期から発現する。古墳時代より更に下ると，陶磁器片や，ガラス製品まである。いずれも限られたスペースで，人工品が製作された素材について記載しただけで，その種類まで記述する余地がなかったのは遺憾である。これも動物遺残の種類と同じく別稿に譲ることとする。

11）編　　年

文化遺物の中心問題は編年である。本州について言うと，縄文早期を縄早，縄文前期を縄前，縄文中期を縄中，縄文後期を縄後，縄文晩期を縄晩とし，その中で特に式名の明瞭なものだけ，それを括弧内に併記した。関東地方では，井草，大丸，稲荷台，野島，花輪台，子母口，茅山（以上早期諸式），花積下層，関山，下小野，黒浜，文蔵，諸磯（以上前期諸式），五領ケ台，勝坂式，

註1　拙著「南関東石器時代貝類相鹹と土器形式との関係について」人類学誌57-6. 昭17.6

各項目について、詳細な説明があり、それぞれ用語の定義がなされている。

山内清男1939-1941『日本先史土器図譜』(1967再刊)

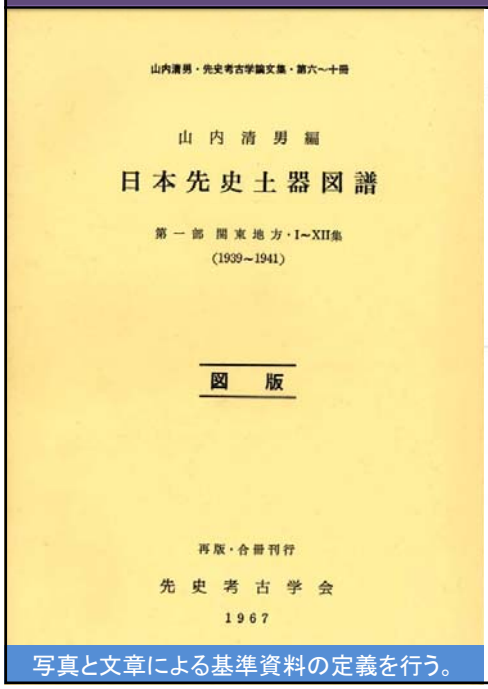

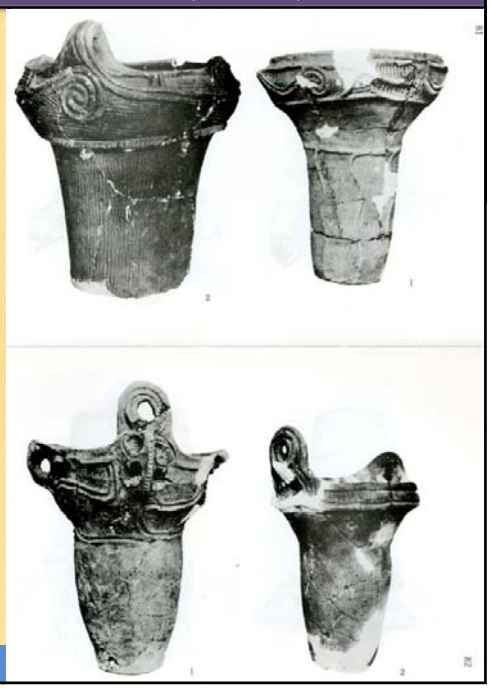

写真と文章による基準資料の定義を行う。

集成作業は考古学の基本

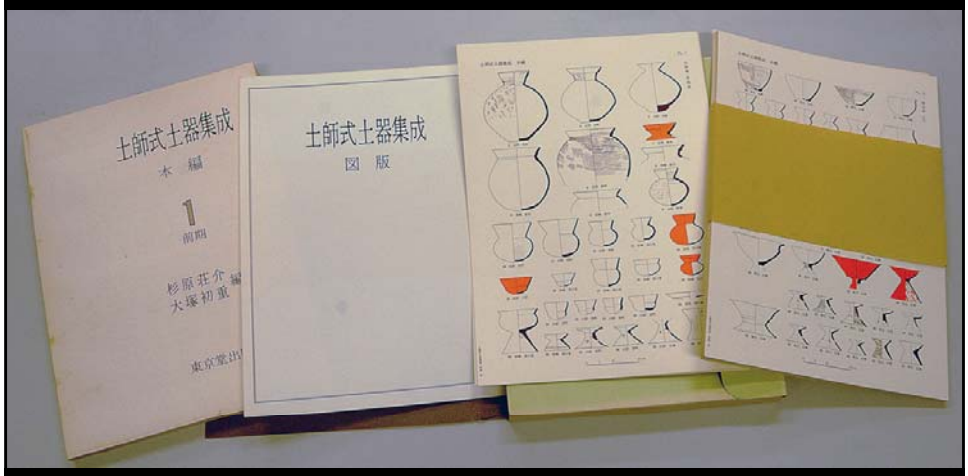

杉原荘介·大塚初重編　1971-1974『土師式土器集成』（全４冊）東京堂出版

写真提示のほか、画一的な決まりによる「実測図」が開発され、各地で実測図が作製された。その図面に基づき、比較検討がなされる。

現代の「遺跡分布地図」

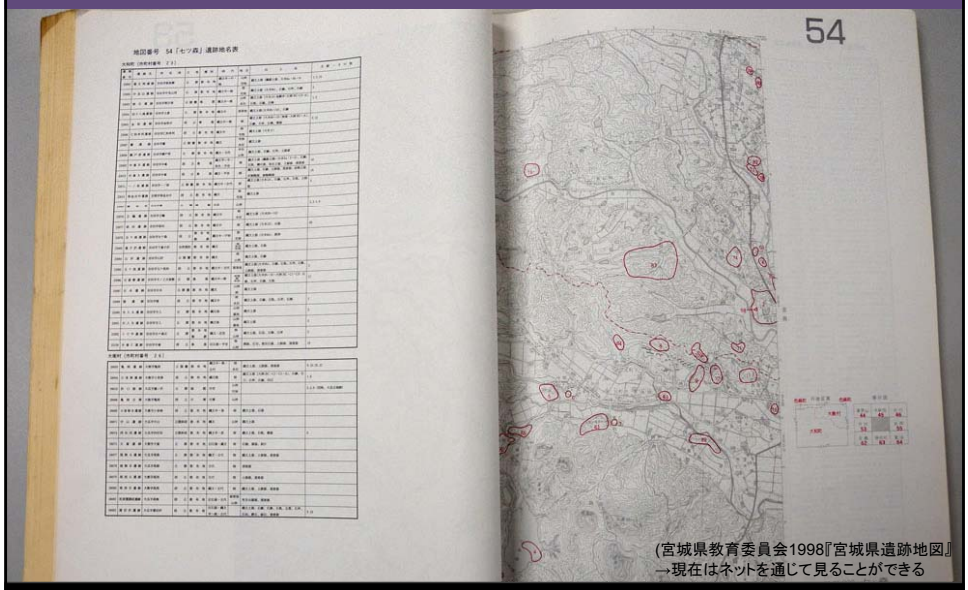

(宮城県教育委員会1998『宮城県遺跡地図』
→現在はネットを通じて見ることができる

遺跡の「所在」に特化したもので、主に開発行為に対する調整のために使用される。これらの遺跡は未発掘であることが多く、その「内容」は不明である。従って、研究目的で使用する場合は、注意が必要である。

遺跡データベースの作製

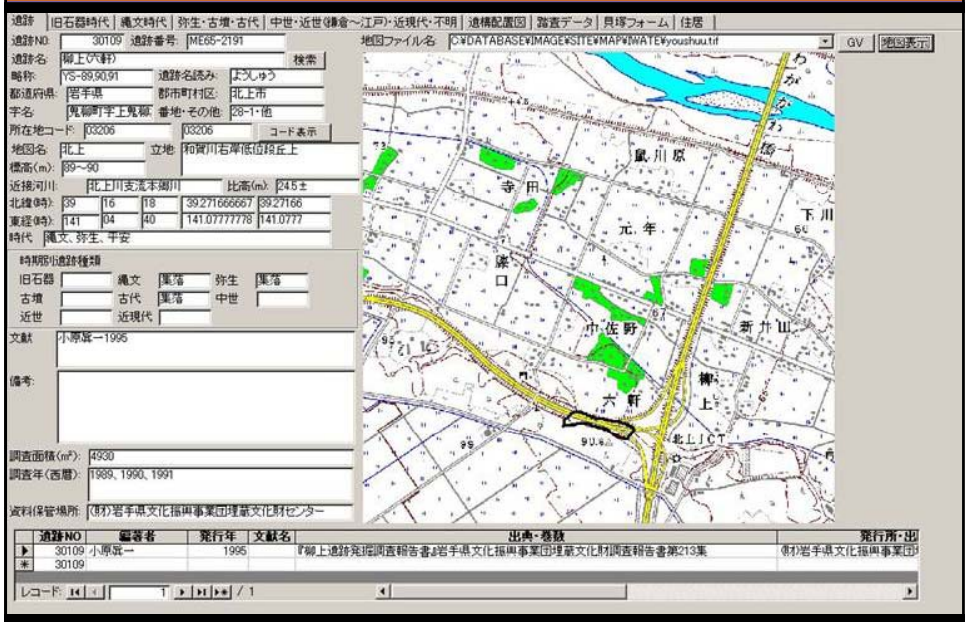

1998年から個人的に市販のデータベースアプリケーションで作製を始める。

データベースの捉え方

データベースには、大きく捉えて二つの目的があると考える。

「見せる」データベース

収蔵品や蔵書などの検索を主要な目的とする。検索の利便性などのユーザーインタフェースを重視し、画像データを含めるなどして、広く一般的な活用を目指す。

「使う」データベース

研究用にデータを再加工することを目的とする。データ項目などが専門的であり、研究者によって登録する内容が異なる。自分の思考補助としての閉鎖的なデータベース。→今回、報告する内容のデータベース

データベースの作成にあたり

遺跡・遺構・遺物の「内容」に関わる項目あるいは文章は、考古学資料の属性にあたる。従って、属性分析を手段とする研究においては、データベースの項目は、研究と直接的に関係する重要な項目であるといえる。

以前から蓄積されてきた試みの延長として、単に「デジタルデータに置き換える」、「データ量を増やす」のではなく、現代の考古学研究でも活用できるデータベースの構築を考えたい。

専用のデータベースアプリケーションを外注する場合

利点

・自分の時間が取られない。
・問題が発生した場合、製作側に対応してもらうので簡単

欠点

・経費がかかる。
・問題が発生した場合、すぐに対応がとれない。
・独自のファイル形式の場合、データの移行が面倒。

ある程度自作をしてみる場合

利点

・自分で好きなように構築できるので、最も効果的に作れる。
・経費があまりかからない。

欠点

・プログラムを覚える時間が意外に無い。
・何時の間にかデータベースを構築することが目的になってしまう。

データベース作成の目的は、新技術を開発することではなく、自分の研究を進めるためのデータの蓄積なので、汎用性の高い市販のアプリケーションを選択し、簡単に加工したほうがコストパフォーマンスが良いと判断した。

入力するデータ内容

・大きく分けると、以下の3つに区分できる。
① 遺跡の「所在」情報
② 遺跡の「内容」に関する情報
③ 「文献」情報
・発掘された遺跡の情報(報告書)を基本入力データとする。

遺跡テーブル

入力NO	7798
遺跡NO	32802
遺跡番号	NF91-1291
遺跡名	清田台
略称	
遺跡名読み	きよただい
都道府県	岩手県
郡市町村区	東磐井郡千厩町
字名	清田台字台
番地・その他	2-3・他
所在地コード	03423
地図名	千厩北部
立地	沖積地に張り出す緩やかな尾根上
標高(m)	100～130
近接河川	北上川支流千厩川支流金
比高(m)	15
近接主要河川	千厩川
主要河川比高(m)	25
北緯(時)	38
北緯(分)	55
北緯(秒)	35.5
東経(時)	141
東経(分)	21
東経(秒)	55

文献NO	
文献	小原呉一2003
備考	使用痕分析、石鏃の分析、炭化材のC14年代測定、樹種判定、動物遺存体鑑定、アスファルト成分分析有り
調査面積(㎡)	4295
調査年	1999～2001
資料保管場所	(財)岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター
地図ファイル名	c:¥database¥IMAGE¥SITE¥MAP¥IWATE¥kiyotadai.tif
遺跡全体平面図ファイル名	
時代	縄文
時期(遺跡)	前期後葉～後期中葉、晩期前葉～晩期後葉
時期(竪穴住居)	中期前葉～後期前葉、晩期前葉?
時期(主体)	中期前葉～後期前葉
草創期前葉	
草創期中葉	
草創期後葉	
早期前葉	
早期中葉	
早期後葉	
前期前葉	
前期中葉	
前期後葉	1
中期前葉	2
中期中葉	2
中期後葉	2
後期前葉	2
後期中葉	1
後期後葉	
晩期前葉	2
晩期中葉	1
晩期後葉	1

遺跡種類J	集落
竪穴住居跡数J	56
竪穴住居状遺構J	3
掘立柱建物跡J	
屋外炉・焼土遺構数J	23
土坑数J	29
陥し穴状土坑数J	
柱穴状土坑数J	397
土坑墓数J	
配石墓数J	
埋設土器遺構数J	3
集・配石遺構数J	1
遺物包含層・捨て場遺構数J	
その他の遺構J	石斧埋納遺構1
時期不明遺構J	
縄文土器型式名J	大木5式、大木6式、大木7a式、大木7b式、大木8a式、大木8b式、大木9a式、大木9b式、大木10a式、大木10b式、門前式、宮戸Ⅰb式、堀之内Ⅱ式、十腰内Ⅰ式、宮戸Ⅱa式、西ノ浜式、大洞B式、大洞BC式、大洞C1式、大洞A式
土偶J	48
その他の土製品J	耳栓12、垂飾品5、鐸形土製品6、動物形土製品2、斧状土製品3、腕輪4、袖珍土器37、円盤状土製品、その他(総計317)
石器J	石鏃1381、尖頭器18、石錐182、石匙65、石箆7、不定形石器(掻器・削器類)114、ピエスエスキーユ4、磨製石斧84、磨石・敲石・凹石類81、石皿・台石類18、石棒・石剣類23、石錘2、浮子6、石鍬、異形石器、特殊磨石(石製品含め総計5111、剥片除く)
石製品J	抉状耳飾、垂飾品、線刻石

遺構(近世)	
遺物(近世)	寛永通宝、文久永宜
遺跡種類(近世)	
時期不明遺構	
時期不明遺物	
骨角器J	
貝製品J	
木製品J	
時期不明遺物J	
貝類J	
動物遺存体J	ホホジロザメ、アオザメ、マアナゴ？、サケ科の一種、アイナメ属の一種？、ウミタナゴ科の一種？、マダロ属の一種？、アズマヒキガエル、ヘビ亜目の一種、ユウダ亜科の一種、キジ科の一種、イヌ科の一種、キツネ、イタチ科の一種、イノシシ、ニホンジカ
植物遺存体J	クリ類似種、コナラ亜属、マメ科
その他J	編物
備考J	

遺跡テーブルでは、それ以外の情報は含めない。個々の内容の情報については、別テーブルに格納する。

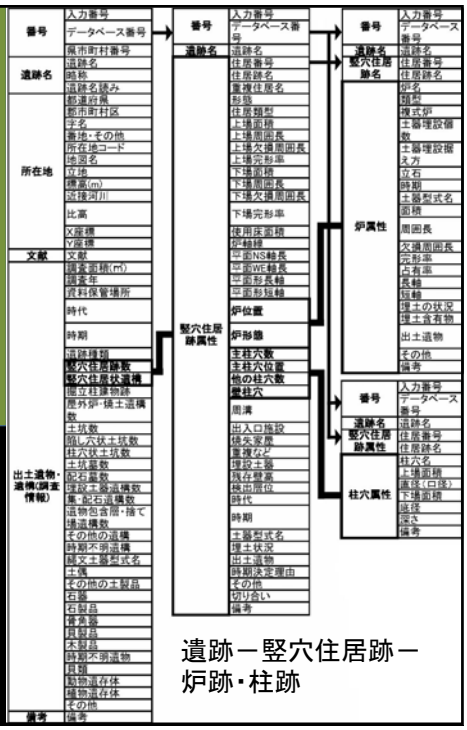

遺跡ー竪穴住居跡ー
炉跡・柱跡

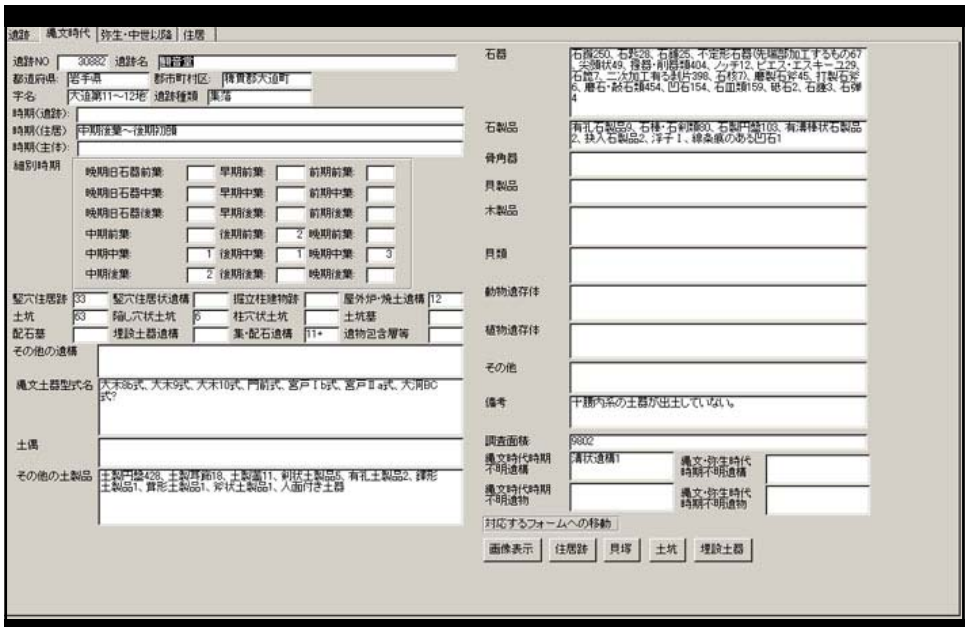

文章で書いてある項目は、必要に応じて(論文作成等)に応じて細かく分類する必要がある。

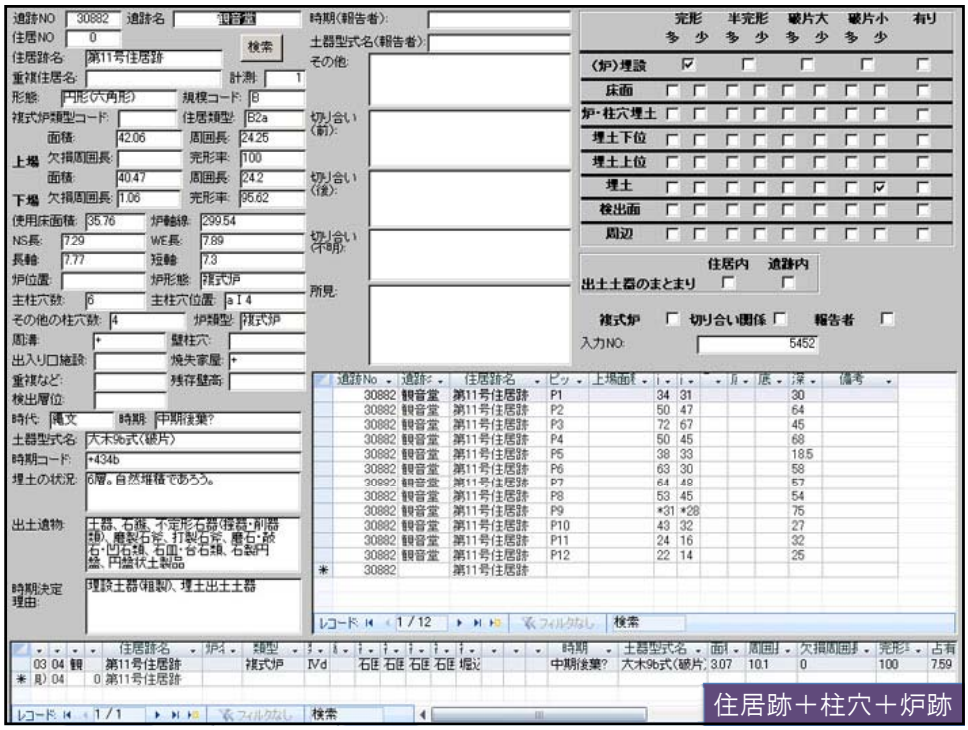

問題点①

①用語の問題
「考古学では用語が統一されていないので困る」という意見がある。

研究関連の用語である場合、単なる俗称であることもあるが、基本的には研究者自身の視点・研究歴等によって、その定義が異なることもある。そのため、同じ対象物であっても、名称が異なることはしばしばある。従って、考古学の研究史的理解を含む専門知識に基づいて理解しながら報告書は読まなければならない。

また、「名称の変更を含む対象物の再定義(分類)も研究の成果の一つである」ということもあるので、機械的に統一させれば良いという問題ではない。報告書に記載してある内容を理解するためには、考古学の専門的理解が必ず必要。

岩手県横町遺跡出土土器(稲野裕介ほか2006『横町遺跡』)

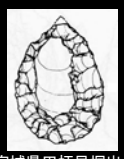

宮城県田柄貝塚出土石器(茂木ほか1986『田柄貝塚Ⅱ』)

データベース作成時には報告書の文章と図版を参照しつつ、時には実物にあたりながら、自分の定義に従い入力した。遺跡の大枠を理解するため、報告書に掲載されている「抄録」等を参照することはあるが、データベースに入力する際には、報告書を最初から最後まで読んで、その結果をまとめる。

問題点②

②データの掲載の仕方
定量的なデータを掲載することは重要不可欠である。たとえば、遺物の点数・重量等の一般的なデータのほか、遺物の計測値などの属性も提示した方が良い。ただし、計測基準等は必ず明記されなければならない。

表等のデータで示すことができるのであれば、文章説明などは最小限にしても構わないと考える。

データの共通化のためには、
①定量的なデータは必ず掲載し、その計測基準などは必ず明示する。
②分類等の場合にも、分類基準を必ず記載する。

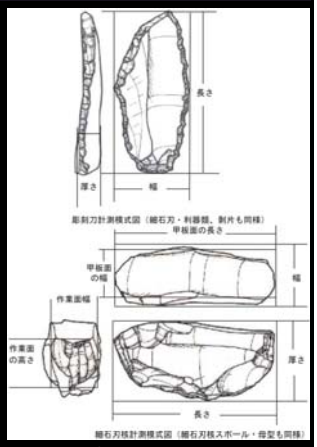

新潟県荒屋遺跡出土石器計測基準(芹沢ほか2003『荒屋遺跡』)

ひとまず、定量的なデータと定性的なデータ等その他のデータを、分けて考える必要がある。従来の考古学的研究の中における定性的なデータ等を、定量化できるかどうか。できない場合、データベースの枠組みに落とすためには、どのような手続きが必要か。この時点で、一つの研究分野となりうる問題であり、安易な統一はデータベースの価値に関する問題となる。

注意点

データ項目の設定
用語や基準が、研究の進展あるいは視点の変化と共に、変更される可能性が非常に高い。そのため、データベースの入力項目には、すぐに改訂できるように設定する必要がある。

このような改訂の手間を省くデータベースを構築するのであれば、遺跡の「所在地」や「調査歴」・「文献」など、ほぼ変更する必要がない、あるいは追加するだけで済むデータが主体となる。細かい内容に関しては、「縄文土器」等のかなり幅の広い基準でデータを登録することになる。(報告書の「抄録」レベル)

そうしたデータベースは、大雑把な検索には使えるが、研究レベルとなると使うことは難しい。データベースの使用目的によって、その内容は大幅に変わることが考えられる。

データベースの使用目的によって入力する項目等が決定される。そのため、データベースの作成には、使用目的の設定が最も重要であると言える。

報告書の「使い方」

報告書は「読むもの」ではなく、「使うもの」

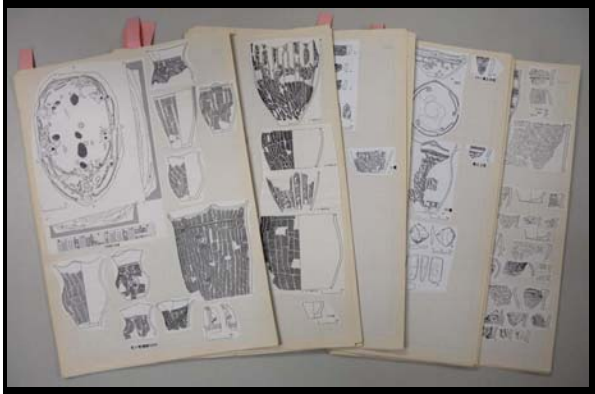

報告書の画像化(あるいはpdf化)にあたり、個人的に困った事例
①文章は何とか読めるが、解像度が低いため、遺構・遺物図面からの計測が不可能だった。
②表現されているはずの土器の詳細や石器の剥離痕跡が全く見えないため、個人的な集成図も作成できない。

報告書は「読めればいい」という誤解
報告書は「使うもの」なので紙媒体と同等のクオリティが必要。

もし紙媒体と同程度のクオリティが確保できれば、保存を目的とする紙媒体は、最小限度を確実に保存できれば良いと個人的には考える。

遺跡リポジトリに期待すること

入手することが困難な報告書

残部が無いというほかに、きわめて周辺の関連組織にしか配っていない、所在県の県立図書館、大学図書館、あるいは国会図書館等に送付していない等の理由で、見ることすら困難な報告書が存在する。

遺跡リポジトリへの登録を進めることにより、
こうした報告書の存在が無くなれば、研究はより進展する。

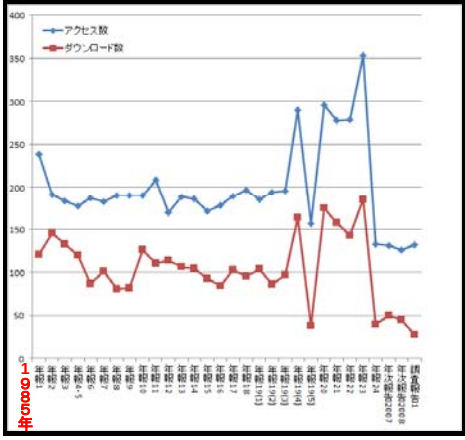

東北大学附属図書館による遺跡リポジトリ

現在のところ、文学研究科考古学研究室と埋蔵文化財調査室の報告書を掲載。

埋蔵文化財調査室刊行書に関しては合計5,967回のアクセス、6,118件のダウンロード(2011年11月12日現在)。

東北大学機関リポジトリ(TOUR)の方では、海外からのダウンロードも認められる。

遺跡情報記録とデータベース

独立行政法人国立文化財機構　奈良文化財研究所
企画調整部　文化財情報研究室
森本　晋

遺跡から得られる情報は、発掘調査の時に得られるものが多い。発掘調査中に得られる情報には、発生した時に取得される情報と、ある時点で集中的に得られる情報がある。後者には、遺構実測、写真撮影がある。発掘調査前には、周辺の分布調査、測量調査などが行われることがあり、それぞれ情報が発生する。

これらの情報は、実測図、写真、文章として調査機関内に蓄積される。公表されるのは主に「発掘調査報告書」という方法による。発掘調査報告書はほとんどが紙媒体で提供されており、広域に分散させて情報の保存を図るため紙媒体であることが推奨されている。ただ、発行部数が少ないため、考古学者・文化財関係者であっても発掘調査報告書の実物に触れられない場合がある。また、発掘調査報告書には大部なものがあり、全体像や内容を把握するのが困難となっている。

こういった理由から発掘調査報告書には内容の要約を添付することが推奨され、1994 年 4 月 27 日付けで都道府県あてに「埋蔵文化財発掘調査報告書の抄録の作成について」という依頼が文化庁記念物課長名で出された。データベース化については、2003 年 12 月 16 日付けで記念物課長名の「報告書データベースの作成について」という依頼が出されている。

発掘調査報告書抄録データベースは、報告書の編集機関に関する情報、書誌に関する情報、収録されている遺跡の調査成果に関する情報からなり、調査成果 1 件を 1 レコードとしている。

発掘調査報告書のデータベース化については、1 抄録のデータベース化、2 報告書全文の提供（2-1 画像情報、2-2 全文テキストデータ、2-3 ハイパーテキスト化）という方向性が考えられる。ただ、遺跡から得られる情報全体に対して、適切な記録内容・取得方法の検討が進んでいるとは言えない。遺跡情報のより良い取得、分析、保存、公開、活用に役立つように、正しい電子化・情報化をめざさなくてはならない。

YAMAGUCHI UNIVERSITY

全国遺跡資料リポジトリ・ワークショップ
ー文化遺産の記録をすべての人々へ！ー

遺跡調査報告書の存在意義
ーいま私たちが求めているものー

山口大学埋蔵文化財資料館　助教 横山 成己

YAMAGUCHI UNIVERSITY

事例紹介　山口大学所蔵の遺跡調査報告書

■遺跡調査報告書総数　31,328冊

■総合図書館
　蔵書数　　約930,000冊
　遺跡調査報告書　3,738冊
■人文学部考古学研究室
　遺跡調査報告書　18,644冊
■埋蔵文化財資料館
　遺跡調査報告書　8,946冊

YAMAGUCHI UNIVERSITY

総合図書館

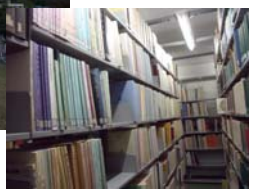

床面積5,555㎡

YAMAGUCHI UNIVERSITY

人文学部　考古学研究室

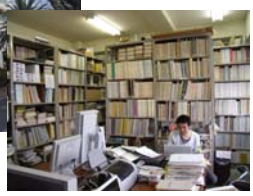

研究室54㎡　教員研究室38㎡

YAMAGUCHI UNIVERSITY

埋蔵文化財資料館

床面積130㎡
事務室30㎡　収蔵庫44㎡

YAMAGUCHI UNIVERSITY

吉田キャンパスに見る報告書収蔵施設

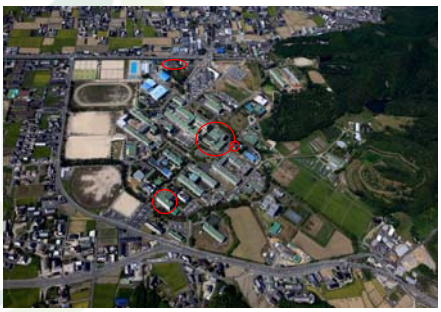

YAMAGUCHI UNIVERSITY

＋1　排水処理センター

YAMAGUCHI UNIVERSITY

報告書オーバーフローに対して山口大学は

2011年6月20日　会議　各施設に所蔵される報告書の洗い出し

↓

所蔵総数　31,328冊が確認される

↓

2011年10月　3,721冊の重複が確認される

内¾が中国・九州地方の報告書

さらにその半分が山口県・福岡県の報告書

↓

各施設：山口県と近隣の報告書は所蔵したい

↓

蔵書数は減らない

YAMAGUCHI UNIVERSITY

遺跡調査報告書の存在意義

【発掘調査】
結果的には遺跡の破壊であり、調査前の状態に復元することはできない。そのために測量・写真撮影等を実施し、情報として遺跡を保存する（記録保存）。

【遺跡情報は文化財】
出土した遺物（土器や石器など）だけが文化財ではない。調査により得られた事実すべてが文化財であり、考古学や他分野研究の基礎資料となる。

【情報の公開】
学術研究のためだけでなく、誰にも遺跡情報を得る権利があり、調査者は公開する義務がある（単なる行政文書ではない）。

【遺跡調査報告書の刊行・流通】
そのため調査者には遺跡調査報告書の刊行が義務付けられており、遺跡情報は広く流通し、誰もが活用できる環境が整い、図書館等で遺跡情報が永く保存されることになる…はずだった。

YAMAGUCHI UNIVERSITY

遺跡調査報告書の現実

【2大問題】

1. 入手の困難
   毎年約2000冊の遺跡調査報告書が刊行されるが、刊行部数が主として300～500冊であるため、日本中の図書館（約4400館2006年度）・自治体調査組織・研究組織に行き渡らない。
   自治体・研究組織は図書交換を進める形で報告書を入手。

2. 所蔵場所の確保
   毎年300～500冊を受け入れ。
   自治体調査組織・研究組織は出土資料とともに報告書を所蔵するため膨大なスペースが必要となる。
   結果所蔵していても読むことが困難な状況に陥る。

YAMAGUCHI UNIVERSITY

遺跡調査報告書を読むためには

【山口県の自治体では】
H23　山口県市町埋蔵文化財連絡協議会
『架蔵図書情報の共有化と図書利用の相互協力について』
情報提供（回答：9市町・山口大学埋蔵文化財資料館）

・図書のデータベース
　I市：エクセル　S町：システム管理　Y市：アクセス　Y大：ファイルメーカー
・データベースの公開
　全市町大学とも「なし」
・図書公開
　I市・M市・Y市・Y大：有　S町：町内のみ有　H市・S市：一部対応
・図書の貸出
　I市・S町・M市・Y市・Y大：有

YAMAGUCHI UNIVERSITY

現状では本は必要　最善策はあるのか

【真に求めていること】
・報告書刊行部数の増加
・図書館や職場内に受け入れたすべての報告書を配架
・自治体と大学等の連携により、地域内に「（ほぼ）コンプリート報告書所蔵施設」を設ける
・リポジトリにより所蔵していない報告書を閲覧

【次善の策】
・一定の制限を設け、活用度の高いもののみを配架
・自治体と大学等の連携により、図書情報を共有する
・リポジトリにより所蔵していない報告書を閲覧

【リポジトリの視点】
「本は保存のため、リポジトリは活用のため」という安易な考えでは考古学研究者、発掘調査担当者に受け入れられない。私たちにとってリポジトリは「立ち読み」の部類。真に必要な本は意地でも入手します！！

宮崎県埋蔵文化財センターにおけるリポジトリ活用について

柳田晴子　宮崎県埋蔵文化財センター調査第一課

資料会場配布

報　　告

1　報告　「遺跡資料リポジトリ・プロジェクトの現況」

吉光紀行　企画・広報部会主査
（山口大学情報環境部学術情報課長）

府県毎アクセスログ

	自治体名		島根県		鳥取県		山口県		岡山県		広島県		香川県*		高知県		宮崎県*		大阪府		兵庫県	
	公開件数		900		118		447		520		44		235		186		505		424		95	
	年	月	meta	file	meta	file	meta	file	meta	file	meta	file	meta	file	meta	file	meta	file	meta	file	meta	file
27	2009	6					459															
26	2009	7	673	2,527			438															
25	2009	8	3,362	9,089	262	133	756				155	308										
24	2009	9	3,669	1,476	372	316	348		809		793	1,805										
23	2009	10	4,484	2,267	1,014	698	327		1,990		998	1,629										
22	2009	11	3,763	1,878	1,455	1,759	4,434		3,967		638	1,620										
21	2009	12	5,488	2,889	898	808	12,927		2,988		689	720					1,261	1,524				
20	2010	1	5,126	2,840	1,077	876	8,739		3,797	1,089	894	924					5,592	4,663				
19	2010	2	4,768	4,138	1,932	1,923	6,165		3,233	1,827	653	568					4,682	5,640				
18	2010	3	4,752	4,849	1,561	1,139	9,657		5,081	2,560	679	412	378	270	70	25	4,667	6,719				
17	2010	4	4,518	3,166	1,554	890	12,426		6,497	3,024	483	440	1,821	1,811	1,303	1,298	3,216	4,738				
16	2010	5	4,368	3,760	1,503	1,556	13,056	132	5,461	2,887	564	695	1,047	1,472	1,222	1,329	5,559	7,027				
15	2010	6	5,428	2,646	1,264	1,126	14,808	27	5,430	858	578	299	1,732	895	1,984	1,359	5,533	3,487				
14	2010	7	4,785	7,072	1,577	2,241	10,506	174	4,469	1,474	732	950	4,253	4,346	2,261	3,565	4,941	9,496	2,507	2,649		
13	2010	8	4,454	9,368	759	1,297	8,253	171	30,179	7,921	565	837	4,144	4,135	2,407	3,474	3,273	8,321	4,014	6,817		
12	2010	9	5,695	12,704	787	1,085	8,679	156	36,097	11,306	454	751	2,481	4,840	2,355	5,115	4,514	8,858	3,416	6,447		
11	2010	10	5,136	11,016	1,095	1,135	11,073	165	34,378	8,546	550	676	3,212	4,624	2,341	3,862	4,865	9,610	3,482	6,055		
10	2010	11	5,429	12,326	1,146	1,235	11,217	174	38,830	9,328	822	727	4,160	5,381	3,588	4,130	3,830	9,566	4,580	6,722	1,435	615
9	2010	12	5,837	9,810	1,611	1,644	12,951	204	39,313	8,913	320	420	3,973	4,381	3,646	4,724	5,471	9,151	4,489	4,871	1,921	1,816
8	2011	1	7,456	11,318	1,719	1,658	7,841	152	39,461	9,194	140	139	4,914	4,532	4,146	4,687	4,253	7,579	4,982	6,231	1,208	1,734
7	2011	2	6,082	7,731	1,526	988	3,908	74	33,719	7,482	623	256	4,367	3,926	3,472	3,285	5,440	6,390	4,904	4,743	1,247	1,009
6	2011	3	4,976	6,525	2,126	1,959	2,000	49	53,092	9,423	547	325	4,087	2,990	3,396	3,520	5,125	7,157	3,749	3,572	862	1,206
5	2011	4	6,579	1,679	2,137	1,601	5,101	45	36,161	6,641	639	268	5,617	2,383	3,955	2,690	7,894	6,068	5,499	2,523	743	987
4	2011	5	3,748	1,441	2,579	988	5,496	46	36,914	6,656	625	332	5,460	2,330	4,132	2,276	6,988	4,642	7,383	2,090	1,041	572
3	2011	6	1,858	1,996	554	375	384	33	3,234	1,010	116	34	3,976	1,710	1,239	600	5,741	3,122	4,631	1,918	407	274
2	2011	7	1,493	853	358	195	354	21	1,556	828	81	23	3,608	2,096	369	109	5,066	3,269	2,544	1,604	507	439
1	2011	8	3,317	2,962	1,186	850	191	14	2,586	1,088	127	44	4,652	3,061	1,111	828	5,425	3,516	1,891	1,706	483	424
	合計		117,244	138,326	32,052	28,475	172,035	1,637	429,242	102,055	13,465	15,202	63,882	55,183	42,927	46,851	87,134	111,997	58,071	57,948	9,854	9,076
	ALL		5.0	5.9	10.9	9.7	14.3	0.2	34.4	9.8	12.2	13.8	15.1	13.0	13.6	14.8	8.2	10.6	9.8	9.8	10.4	9.6
	3ヶ月		2.5	2.2	5.9	4.0	0.7	0.1	4.7	1.9	2.5	0.8	17.4	9.7	4.9	2.8	10.7	6.5	7.1	4.1	4.9	4.0

	自治体名		徳島県		長野県		富山県		山形県		奈良県	
	公開件数		101		1,640		58		330		77	
	年	月	meta	file	meta	file	meta	file	meta	file	meta	file
8	2011	1										
7	2011	2										
6	2011	3	22	48					15			
5	2011	4	12	19					65			
4	2011	5	436	667	4,725	5,681	213	229	172	100		
3	2011	6	503	659	9,577	7,996	530	465	643	903	50	59
2	2011	7	320	147	5,883	4,849	346	498	916	1,518	514	828
1	2011	8	366	504	7,302	6,338	844	921	5,768	5,820	1,034	759
	合計		1,659	2,044	27,487	24,864	1,933	2,113	7,499	8,341	1,598	1,646
	ALL		4.1	5.1	4.2	3.8	8.3	9.1	5.7	6.3	6.9	7.1
	3ヶ月		3.9	4.3	4.6	3.9	9.9	10.8	7.4	8.3	6.9	7.1

宮城県　試行中
茨城県　試行中
滋賀県　準備中
愛媛県　準備中
福岡県　準備中

2011/5以前のデータは、クローラによるアクセスログを含み
2011/6以降のデータはクローラデータを排除
*を付した県は、すべての期間についてクローラデータを含む

島根県内　各市町村等アクセス件数

No	名称	公開数	未公開数*1	電子化済数	発行件数*2	未電子化数	アクセス数*3
1	県教育庁	263	43	306	365	25	18,440
2	松江市	225	0	225	186	0	31,026
3	安来市	47	0	47	49	6	5,715
4	出雲市	104	33	137	135	0	17,690
5	大田市	12	38	50	26	0	3,072
6	浜田市	37	0	37	25	0	6,168
7	益田市	76	2	78	79	2	15,026
8	江津市	0	13	13	13	0	
9	雲南市	16	1	17	17	1	3,846
10	東出雲町	7	0	7	7	0	1,086
11	奥出雲町	29	0	29	31	2	4,567
12	飯南町	0	0	0	17	17	
13	斐川町	0	29	29	30	1	
14	川本町	0	0	0	5	5	
15	美郷町	0	0	0	6	6	
16	邑南町	49	0	49	52	2	187
17	津和野町	0	33	33	21	0	
18	吉賀町	4	0	4	4	0	689
19	海士町	0	0	0	1	1	
20	西ノ島町	0	13	13	13	0	
21	知夫村	0	0	0	0	0	
22	隠岐の島町	12	0	12	14	2	1,824
23	島根大学	19	0	19	19		7,908
	合計	900	205	1,105	1,115	70	117,244

*1　2010年度電子化分（依頼中）
*2　2008年度調査時点の数
*3　2009/7～2011/8の総アクセス数

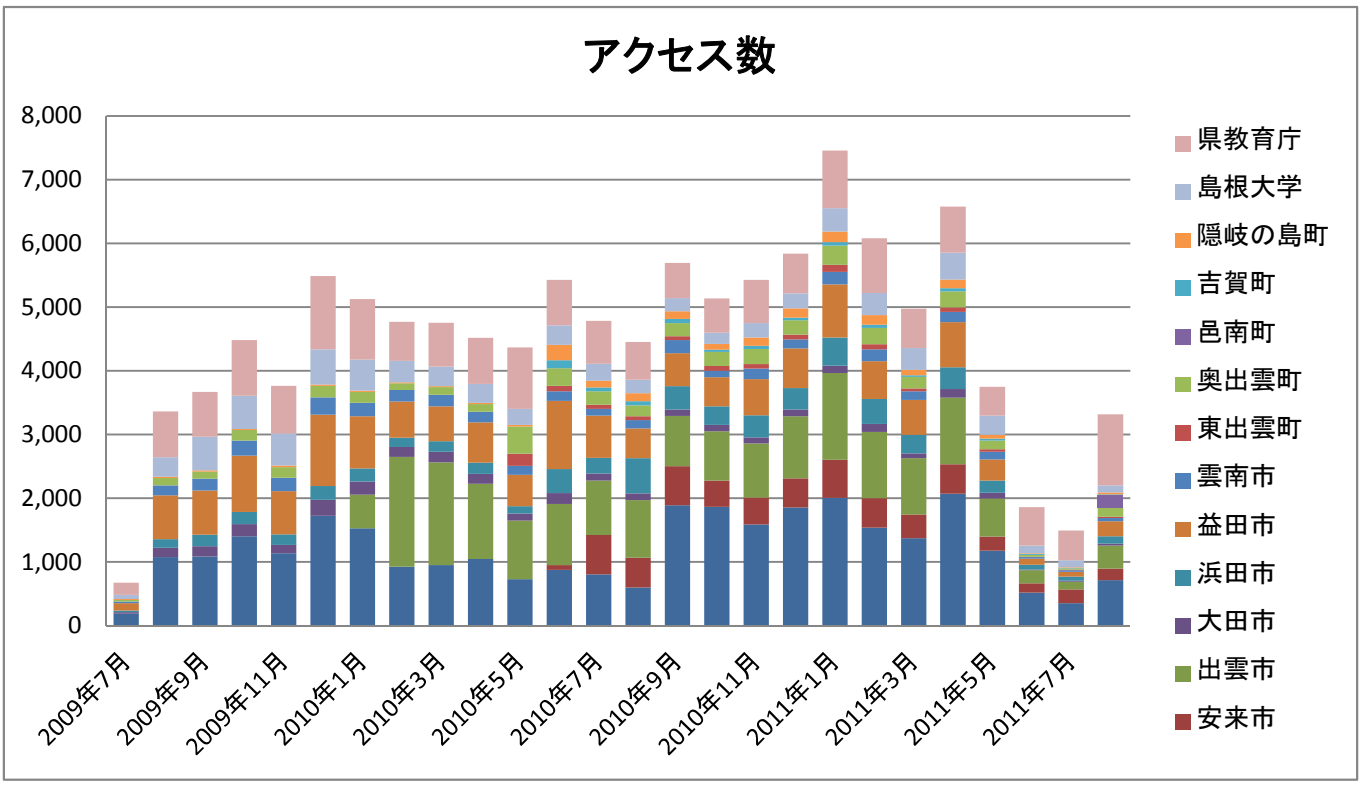

*2009/7～2010/5はロボットのアクセスを含む

遺跡資料リポジトリ登録件数　　2011.3.31

	都道府県名	発掘調査届出件数 1995(H7)-2008(H20)	奈文研OPAC (2008)	奈文研抄録DB件数 (2008)	全埋協DB件数 (2008)	遺跡資料リポジトリ登録件数		備　考
						電子化冊数	登録ページ数	
1	北海道	1,488	1,056	1,408	334	0	0	
2	青森県	1,545	740	1,864		0	0	
3	岩手県	2,672	1,134	1,553	749	0	0	
4	宮城県	2,885	591	1,211		36	6,040	2009(H21)-
5	秋田県	929	361	292		0	0	
6	山形県	680	633	693	327	850	85,000	2010(H22)- 山形県の独自予算による電子化を含む
7	福島県	1,205	1,483	1,962	1,130	0	0	
8	茨城県	1,198	892	912		198	22,372	2009(H21)-
9	栃木県	1,225	657	592	295	0	0	
10	群馬県	6,537	2,185	2,720	661	0	0	
11	埼玉県	4,291	2,164	2,638	354	0	0	
12	千葉県	7,417	2,764	3,839	2,228	0	0	
13	東京都	9,460	1,856	2,465	914	0	0	
14	神奈川県	7,329	1,610	1,359	397	0	0	
15	新潟県	4,803	872	2,097	370	0	0	
16	富山県	1,372	596	647	128	93	17,977	2010(H22)-
17	石川県	1,117	787	710	337	0	0	
18	福井県	598	276	146		0	0	
19	山梨県	2,684	614	264	42	0	0	
20	長野県	4,273	1,878	2,268	239	1,555	162,671	2010(H22)-
21	岐阜県	624	594	896	302	0	0	
22	静岡県	2,673	1,421	1,147	305	0	0	
23	愛知県	2,079	1,247	1,110	916	0	0	
24	三重県	1,271	836	1,421		0	0	
25	滋賀県	6,540	1,365	1,065	465	249	22,403	2010(H22)-
26	京都府	3,822	882	3,199	2,018	0	0	
27	大阪府	16,569	1,789	1,468	1,136	405	37,531	2009(H21)-
28	兵庫県	4,020	1,260	2,748		524	95,147	2009(H21)-
29	奈良県	3,073	812	580	1	92	8,038	2010(H22)-
30	和歌山県	493	258	436	295	0	0	

遺跡資料リポジトリ登録件数　　2011.3.31

	都道府県名	発掘調査届出件数 1995(H7)-2008(H20)	奈文研OPAC (2008)	奈文研抄録DB件数 (2008)	全埋協DB件数 (2008)	遺跡資料リポジトリ登録件数		備　考
						電子化冊数	登録ページ数	
31	鳥取県	1,109	914	1,001	1,236	833	65,402	2008(H20)-
32	島根県	1,359	858	657		1,087	100,149	2008(H20)-
33	岡山県	1,071	483	709		566	49,886	2008(H20)-
34	広島県	851	684	623	527	108	5,300	2008(H20)-
35	山口県	728	540	392	195	319	25,336	2008(H20)-
36	徳島県	625	174	227	146	98	21,023	2010(H22)-
37	香川県	632	521	662		546	80,990	2009(H21)-
38	愛媛県	849	481	802	601	0	0	2010(H22)-
39	高知県	257	289	163	126	212	21,133	2009(H21)-
40	福岡県	4,808	3,933	1,953	387	1,013	101,300	2010(H22)- 福岡市の独自予算による電子化
41	佐賀県	1,568	992	567		0	0	
42	長崎県	1,000	512	564		0	0	
43	熊本県	1,463	581	298		0	0	
44	大分県	1,169	679	1,263		0	0	
45	宮崎県	2,073	920	1,158		601	52,623	2009(H21)-
46	鹿児島県	2,126	760	887		0	0	
47	沖縄県	606	326	275		0	0	
		127,166	**47,260**	**55,911**	**17,161**	**9,385**	**980,321**	

（注）　プロジェクト参加大学（備考欄の年表示はプロジェクト参加年）

奈文研OPAC　奈良文化財研究所のOPACに登録されている報告書冊数

奈文研抄録DB件数　奈良文化財研究所の抄録データベースに登録されている件数。遺跡単位の件数である。一つの報告書に複数の遺跡が含まれているケースもあるため、実際の報告書の件数はデータベース件数の6～7割程度

全埋協DB件数　全国埋蔵文化財法人連絡協議会の抄録データベース件数。

平成 23 年 8 月 5 日
全国遺跡資料リポジトリ推進会議

遺跡資料リポジトリが推奨する出版時電子化仕様

遺跡資料リポジトリでは、遺跡発掘調査報告書（以下「報告書」という。）の電子媒体の収集と公開を行っています。リポジトリへの登録をご検討いただける場合、各機関で今後の報告書を発行される際に、あわせて、以下の仕様で電子ファイルを作成されることを推奨します。

また、保存用（高精細印刷用）と遺跡資料リポジトリで利用する公開用の 2 種類のファイルを作成することを勧めます。

1．ファイル形式
ファイル形式は、PDF(Portable Document Format：ISO 32000-1)とする。

2．文字
フォント埋め込みを行い該当フォントの無い端末でも利用できるように配慮する。また、フォントのライセンスに注意を行うこと、及び検索可能な文字コードを使用すること。

3．写真
写真は、ファイルサイズに最も影響を与えるデータのため、公開用は 300dpi で jpeg 圧縮とする。また、保存用は 600dpi 無圧縮とする。

4．図・地図
ベクトルデータが使える場合には、ベクトルデータを使うこと。ベクトルデータを使うことにより、拡大時に滑らかな表示を得ることが出来る。
2 値のビットマップ形式は、公開用・保存用ともに 600dpi とし、複数色を使用するビットマップ形式は、写真に準ずる。

5．製版用記号
トンボ等の製版用記号は取り除き出版ページ単位で 1 ページを作成する。

6．ファイル分割
ファイルサイズが 500MB を超える場合には、500MB 以下になるように章毎にファイル分割を行う。

7．目次
しおりを作成し、目次を設定すること。これにより、該当頁を素早く表示することができる。

8．その他
PDF は、スクリプトやマルチメディアファイルを含めることができるが、将来的に不安定な規格は使用しないこと。また、ウィルス混入に注意すること。

参考)
J-STAGE 運用マニュアル 09.PDF 作成指針　http://www.jsce.or.jp/nctam/shishin.pdf
J-STAGE 運用マニュアル 09.PDF 作成指針(要約)　http://drf.lib.hokudai.ac.jp/drfml/pdfRNWHxiMNXl.pdf

パネルディスカッション（東京会場）

コーディネータ：　北條芳隆　東海大学教授
パネリスト　　：　水ノ江和同、笹本正治、五十嵐彰、菅野智則、吉光紀行

パネルディスカッション（福岡会場）

コーディネータ：　笹本正治　信州大学附属図書館長（副学長）
パネリスト　　：　森本晋、横山成巳、柳田晴子、水ノ江和同、吉光紀行

コーディネータ略歴

北條　芳隆　（ほうじょう・よしたか）
東海大学文学部教授（歴史学科考古学専攻主任教授）。岡山大学法文学部卒業、広島大学大学院修士課程修了、大阪大学大学院博士課程満期退学。
1992 年から徳島大学埋蔵文化調査室（助手・助教授）、2002 年から東海大学文学部歴史学科考古学専攻（助教授）をへて、現職
主要著書・論文等：『古墳時代像を見なおす』（共著、青木書店、2000）、『徳島県の歴史』（共著）、『死の機能』（共著、岩田書院、2009）

笹本　正治（ささもと・しょうじ）
信州大学副学長。人文学部教授。博士（歴史学）。名古屋大学大学院文学研究科博士課程前期修了。1977年名古屋大学文学部助手、1984年信州大学人文学部助教授、1994年信州大学人文学部教授、2009年より現職。
主要著作・論文等：『真田氏三代―真田は日本一の兵―』（ミネルヴァ書房、2009年）『修験の里を歩く―北信濃小菅―』（高志書院、2009年）、『武田勝頼―日本にかくれなき弓取り―』（ミネルヴァ書房2011年）ほか多数がある。

資　料　編

１　行政目的で行う埋蔵文化財の調査についての標準（報告）

文化庁埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会

（以下の部分を抜粋）

・第２章　４ 発掘調査報告書

・別紙３

（全文は以下に掲載）

・http://www.bunka.go.jp/bunkazai/shoukai/pdf/houkoku_06.pdf

行政目的で行う埋蔵文化財の調査についての標準(報告)

平成 16 年 10 月 29 日

埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会

目　次

はじめに

第１章　調査標準に関する現状と課題
　1　記録保存のための発掘調査
　　（１）調査標準に関するこれまでの経緯と現状
　　（２）調査標準についての行政的位置付け
　　（３）発掘調査の方法・内容に関する標準についての基本的な考え方
　2　保存・活用のための発掘調査
　3　試掘・確認調査

第２章　記録保存のための発掘調査に関する標準
　1　記録保存のための発掘調査に関する基本的事項
　　（１）発掘調査の性格と内容
　　（２）発掘調査に関する基本的事項
　　（３）発掘調査の工程と調査体制
　　（４）調査手法の開発・改良
　2　発掘作業
　　（１）発掘作業の基本方針
　　（２）発掘作業の工程とその内容
　3　整理等作業
　　（１）整理等作業の基本方針
　　（２）整理等作業の工程とその内容
　4　発掘調査報告書
　　（１）報告書の意義
　　（２）記載事項とその内容
　　（３）記載に当たっての留意事項
　　（４）体裁
　　（５）刊行
　　（６）保管・活用

第３章　保存・活用のための発掘調査に関する標準
　1　保存・活用のための発掘調査に関する基本的事項
　2　発掘作業
　3　整理等作業
　4　発掘調査報告書

別紙　１～３

はじめに

埋蔵文化財は我が国あるいは全国各地域の歴史や文化の成り立ちを理解する上で欠くことのできない国民共有の貴重な歴史的財産であり，将来の文化の向上・発展の基礎をなすものである。そして埋蔵文化財は，先人たちが営んできた生活の直接的な証であり，文字による記録だけでは知ることのできない，各地域の長期にわたる豊かな歴史と文化を生き生きと物語る。そのため，地域にとっての誇りと愛着をもたらす精神的拠り所となるとともに，個性豊かな地域の歴史・文化環境を形作る重要な資産でもある。

したがって，埋蔵文化財を，開発事業との円滑な調整を図りつつ，また，国民の理解と協力を得ながら，適切に保護し，活用することは文化財行政上重要な課題である。

「埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会」（以下「委員会」という。）は，埋蔵文化財の適切な保護と開発事業との円滑な調整の推進を図る上で行政上必要とされる事項について，基本的な方向を検討することを目的として，平成６年 10 月に設置された。検討に当たって，各地方公共団体等における実態を踏まえ，より審議を深めるために，都道府県・市町村の教育委員会又はその関係機関の実務担当者からなる協力者会議があわせて設置されている。

委員会でこれまで検討してきた事項については，『埋蔵文化財保護体制の整備充実について』（平成７年 12 月），『出土品の取扱いについて』（平成９年２月），『埋蔵文化財の把握から開発事前の発掘調査に至るまでの取扱いについて』（平成 10 年６月），『埋蔵文化財の本発掘調査に関する積算標準について』（平成 12 年９月），『都道府県における地方分権への対応及び埋蔵文化財保護体制等についての調査結果について』（平成 13 年９月）及び『出土品の保管について』（平成 15 年 10 月）として報告されており，これらの報告を踏まえた文化庁の通知等により，各地方公共団体において所要の施策が実施されてきているところである。

このたびの検討課題は，「行政目的で行う埋蔵文化財の調査についての標準」である。

行政目的で行う調査には，現状のまま保存を図ること

ースし，さらに他の図面，写真も含めて印刷用の版下を作成する。「③割付・編集」では印刷物とするために文章及び図面や写真の配置を割付し，全体を編集する。「④印刷」は仕様を決め発注して印刷物にする工程である。

記録保存のための発掘調査にあっては，報告書の内容の如何によって調査事業そのものの成否が左右されることをしっかり認識して各作業を進める必要がある。

（オ）保管・活用に備えた作業

別紙２「整理等作業の標準」５参照）

発掘調査で作成された記録類及び整理等作業で作成された資料類や出土遺物は，調査に関する資料として，また，成果の活用のために重要かつ不可欠のものであり，将来にわたって保存・活用していく必要のあるものであることから，後世に残す必要のあるものについて，遺跡が所在する地方公共団体で確実に保管し，必要に応じて希望者が利用できる状態にしておく必要がある。そのため，地方公共団体以外の調査主体が行った調査の場合にあっては，調査完了後，資料類・出土遺物を遺跡所在地の地方公共団体へ移管することとする等により上記の措置が可能なようにする必要がある。

公開すべき記録・資料や遺物は，文化財の普及・活用活動等を通じて積極的に公開し，国民が埋蔵文化財に親しみ，国や地域の歴史についての理解を深めるために活用する必要がある。

４．発掘調査報告書

（１）報告書の意義

記録保存のための発掘調査における報告書は，埋蔵文化財のうち，現状で保存できなかったものに代わって後世に残る記録の中で最も中心となるものであり，埋蔵文化財に代わる公的性格をもった重要な存在である。

したがって，報告書は，発掘作業から整理等作業によって得られた情報を的確に収録したものでなければならないのは当然であるが，それとともに，将来にわたってこれを活用する場合のために理解しやすいものでなければならない。

その作成に際しては，事実及び所見の記述と図面・写真等の資料を体系的・合理的に構成し，利用しやすいものとなるよう細心の注意をもって当たる必要がある。

（２）記載事項とその内容

（別紙３「発掘調査報告書の標準」１参照）

報告書は，記録保存に関して行政的に講じた措置の記録と，発掘作業及び整理等作業を経て得られた学術的な成果の記録からなる。

報告書に掲載する基本的項目は，①経過，②遺跡の位置と環境，③調査の方法と成果，④理化学的分析，⑤総括，⑥報告書抄録等がある。④の理化学的分析は必要な場合に加わるものである。

以下，各項目の記載事項についての要点を述べ，具体的な内容については「別紙３」に記すこととする。

①経過

その発掘調査を必要とするに至った開発事業等と埋蔵文化財保護との調整，調査体制，調査活動，調査後の保護措置等，開発事業との調整から調査完了に至る一連の事実を記述する。（地方公共団体以外の者による調査の報告書にあっては，行政的に講じた措置の記録は，関係した地方公共団体から提供する等の対応が必要である。）

②遺跡の位置と環境

その遺跡の歴史的な意味を把握する上で不可欠の要素であり，調査対象遺跡を含む一定地域の基本的な地形と自然環境，他の遺跡のあり方等について把握できるよう記述する。

③調査の方法と成果

報告書の中核をなす部分であり，通常，最も多くの分量を占める。発掘作業と整理等作業の方法について記述した上で，検出・把握できた遺構の状況，遺構と遺物の関係，遺物全体の出土量・内訳，個々の遺物の要点等の事実を，遺構・遺物の図面や写真を示しながら記述する。調査員が作業途上に思考したことを含め，発掘作業から整理等作業を通して得られたことを的確に記述する。

④理化学的分析

発掘調査の成果をより総合的に理解するために行った年代測定，自然環境，産地同定等に関する分析結果がある場合に記載する。ただ単に分析データを掲載するだけではなく，分析を行った目的や意図を記述し，その成果を「総括」に生かすことが必要である。

⑤総括

「調査の方法と成果」の事実記載だけでは発掘調査の成果全体を的確に理解することができないため，その発掘調査によって把握された遺構・遺物から，遺跡全体の構造や性格，時期的変遷等の客観的事実の整理及びその遺跡が地域の歴史の中でもっている意味，位置付け等を記述する。従来，この項目は「考察」と称されることが多く，その意義付けが明確ではなかったが，その目的・意義を明確に示すために「総括」と呼称するものである。

⑥報告書抄録

発掘調査の基本的情報である調査組織及び調査員，遺跡で得られた成果等を所定の様式の一覧にして巻末等に付するものである。報告書データベース

の作成等の利用にも供される。

（3）記載に当たっての留意事項

（別紙３「発掘調査報告書の標準」２参照）

報告書に必要な事項が記載されていないものや過剰な情報が未整理のまま掲載されているものがあることから，その作成に当たっては，遺跡を理解する上で必要な遺構や遺物の実測図のうち掲載するものを選択しなければならない。すべての遺構について個々の規模や土層等を表示することや，遺物実測図で示されている製作技法等を再度重複して表にも記載する等のことのないように，報告すべき事項，表現する文章，掲載する資料等について，全般にわたって調査組織全体で綿密な検討を行い，当該遺跡に関する情報を的確かつ簡潔に表すよう努めなければならない。

また，個々の遺構，遺構相互の関係，層位関係，遺構と遺物の関係等について，総体に矛盾のないように整合した説明を行い，その説明と図や写真等の資料との関係が検索しやすく，使いやすいものとなるように，利用する側の立場に立って理解しやすい構成・表現を工夫しなければならない。特に調査面積が大規模で遺構・遺物が膨大に検出されたため報告書に記載すべき事項が多い場合等にあっても，必要な情報を簡潔にまとめるよう努めなければならない。

なお，報告書においては文章による記述が主要な部分を占めるのであるから，客観的事実と調査員の所見を体系的・論理的に表現し，理解しやすい明解な文章表現を心がけなければならない。

（4）体裁

報告書は，現状保存できなかった遺跡の内容を示す唯一の記録刊行物であることから，長期間にわたって保存が可能な印刷方法，製本方法，紙質等を適切に選択する必要がある。ただし，過剰に華美な体裁のものとすることは避けなければならない。

現在の報告書は印刷物が一般的であるが，デジタル技術は急速に進歩し普及しつつあり，それを導入した報告書のあり方についても，今後，検討する必要がある。

（5）刊行

現状保存できなかった遺跡の記録を広く活用できるようにするためには，報告書は印刷物として複数作成され広く配布されて，所要の場所において保管・公開される必要がある。そのことは，行政における情報公開にも資するものである。以上のことから，現在，発掘調査成果の公表は報告書の刊行と配布によって行うのが一般的である。

報告書の刊行は，発掘調査単位で行うのが通常であるが，刊行の形は個々の独立の印刷物で行う必要はない。同じ遺跡で発掘調査が数次にわたる場合にはそれらの報告書を同一の印刷物にまとめて掲載したり，対象面積が狭小で得られた情報が少ない場合には年報等に掲載する等，調査の進行や規模等に応じて適切な方法を選択することも考えられる。

報告書の刊行部数は，後述する報告書の活用の観点から必要と判断される数とする必要がある。

報告書の刊行は，報告書の完成が発掘調査の完了であること，調査成果は可能な限りすみやかに公表する必要があることから，発掘作業終了後おおむね３年以内に行う必要がある。発掘作業が長期にわたる場合，あるいは整理等作業が長期に及ぶ場合等，やむをえない事情により３年以内に刊行できない場合は，概報（報告書の刊行に先立ち，主に遺構に関する事項を中心に調査成果の概要を記した刊行物。後に報告書が刊行されることを前提に刊行するもの。）を刊行したり，調査の概要を調査機関の年報に掲載する等の措置を執ることが必要である。

現状では，すべての発掘調査について報告書が刊行されているわけではなく，概報を刊行しただけで報告書刊行が行われていなかったり，成果の公表がまったく行われていない場合もある。その原因としては，整理等作業や報告書の作成・刊行に要する経費や時間が確保できない等の予算や体制の問題と，概報の刊行で調査成果の公表責任を果たしたとする等調査主体側の意識に起因するものがある。それらについては，埋蔵文化財行政全体の課題として改善を図る必要がある。

（6）保管・活用

報告書は，調査対象遺跡の所在する都道府県及び市町村において保管し活用に供する必要がある。したがって，地方公共団体は，自ら刊行した報告書のほかに管内で行われた発掘調査に係る報告書を将来にわたって確実に保管するとともに，自らの刊行した報告書については，関係の地方公共団体・文化財関係調査機関・図書館・博物館・大学等へ配布し，発掘調査の成果を国民が広く共有し，活用できるような措置を講ずる必要がある。当該報告書に係る遺跡の所在地においては，地域の図書館，博物館，公民館等に重点的に配布し，地域住民が利用しやすいよう配慮することが望ましい。このことは地方公共団体以外の調査組織が行った発掘調査の報告書についても同様であるから，関係地方公共団体は，報告書の入手・保管・配布等の指導その他の措置を執る必要がある。

また，報告書の配布を受けた機関においては，確実に保管し，かつ，利用希望者に公開できるように管理する必要がある。

なお，全国にわたって発掘調査成果の概要や報告書の刊行状況等を把握する手段として，報告書データベースの整備と公開が必要であり，このために，独立行政法人

文化財研究所奈良文化財研究所が公開しているデータベースの充実を図る必要がある。

報告書は，発掘調査の結果を客観的に記録したものではあるが，内容は専門的であり，それによって必ずしもすべての国民が調査成果を地域の歴史に結びつけて理解できるものではない。したがって，地方公共団体においては，住民向けのわかりやすいパンフレットや概説書等の普及資料の作成，遺物・関係資料の展示，講演会等を積極的に実施し，埋蔵文化財の価値，発掘調査の意義等に関する理解の向上に努めなければならない。

第３章　保存・活用のための発掘調査に関する標準

１．保存・活用のための発掘調査に関する基本的事項

学術上の価値が高く，また地域の歴史にとって重要な遺跡について，その保存を図るために，あるいは史跡指定されている遺跡について，その保存・活用のために遺構の復元・整備等の措置を講ずる上で必要な発掘調査（以下「保存・活用のための発掘調査」という。）の意味については，第１章２において述べたとおりである。

保存・活用のための発掘調査は，当然，第２章で述べた記録保存のための発掘調査とはその理念をまったく異にするため，調査内容，方法等も異なるところがある。

保存・活用のための発掘調査は，歴史的な位置付けと価値を明確にして遺跡を保存・活用していく上での基礎資料を得ることを目的として実施される。この発掘調査の対象となる遺跡は，通常，国や地方公共団体あるいは地域にとって歴史上，学術上の価値が非常に高く，将来の人々にとっても貴重な財産であり，将来に向かって保護していく必要のあるものである。

一方，発掘調査は遺跡の理解のために必要なものとはいえ，それによって結果的に遺跡自体の解体・破壊をもたらすという一面がある。将来，調査地周辺の調査研究の進展等により，遺構の規模や重複関係，性格等の既往の成果について再検討を行う必要が生じたり，調査技術の進歩により現在では明らかにできないことが確認できる可能性もある。そのため，将来の調査・研究に支障とならないように，また文化財を保護するという観点からも，遺跡を遺構と遺物や土壌相互の関連からなる環境を含めた総体的なものとして，可能な限り現状のままで残しておくことが求められる。そのような点から調査範囲は，調査目的を達成できる範囲で，発掘により失われてしまう遺跡の主要な要素を最小限とするという観点で限定し，遺跡の全面を悉皆的に発掘することを避け，遺跡の重要な情報を含んでいる遺構埋土の保存にも配慮することを心がける必要がある。

保存・活用のための発掘調査に求められる最も重要な基本原則は，遺跡を可能な限り将来に残して保存することを前提にした上で，発掘調査する必要性に関して明確な目的意識をもって臨み，その時点でとりうる最上の体制と手法によって，十分な計画と準備を整えて行うことである。現代人の興味，関心のみで安易に発掘を進めることは慎まなければならない。

そのような観点から，調査計画の策定，調査の実施，調査結果の評価等を適切に行うために，専門家・学識経験者を構成員とする指導委員会を設け，その意見を聴くことが必要である。また，学術的，行政的に指導・支援する都道府県や国との連携も不可欠である。

保存・活用のための発掘調査にあっても，調査の結果得られた成果の記録と報告書の刊行が必要であることはいうまでもなく，整理等作業，発掘調査報告書の刊行までの手順を確実に実施しなければならない。

２．発掘作業

（１）発掘作業の基本方針

調査で確認すべき事項は，その調査の目的によって異なるが，通常，①遺跡の所在，②遺跡の範囲，③遺跡の内容である。

①の遺跡の所在確認は，遺構を反映した起伏や遺物の散布等によって地表面の観察により把握できる場合と，地表面からは把握できない場合がある。発掘によらないで所在確認が可能な場合は，できる限りそれによるべきである。所在だけではなく範囲・内容の確認においても，地表面に現れている情報はきわめて重要であり，その詳細な観察は基礎的な作業であることを認識する必要がある。

②の遺跡の範囲確認は，試掘溝等による調査を要する場合が多い。試掘溝の位置等については，現地形の把握や遺物の散布状況，周辺地域におけるこれまでの調査成果を参考にし，目的達成のために必要で最も効果的なものとなるよう周到に検討する必要がある。

③の遺跡の内容把握は，遺構を確認し，遺物の出土状況，時期・内容等をあわせ見極めながら解釈・判断することになるが，調査の目的や遺跡の種類等に応じて調査の範囲や方法は多様である。綿密な計画と調査作業の的確な進行管理が必要である。

いずれの場合においても，上記１の基本原則に則して行わなければならないのはいうまでもない。

（ア）遺跡の状況に応じた調査方法

調査対象となる遺跡には，①すでに史跡に指定されて法的な保護を受けている遺跡，②史跡指定を目指し，重要遺跡として確認調査を要する遺跡，③重要な遺構等

別紙３　発掘調査報告書の標準

【標準の構成】

１．報告書の構成と記載事項

（１）報告書の構成

（２）報告書の記載事項とその内容

（ア）前文

（イ）本文

２．記載に当たっての留意事項

（１）全体に関する留意事項

（２）個別の留意事項

（ア）目次

（イ）遺跡の位置と環境

（ウ）調査の方法と成果

（エ）理化学的分析

（オ）総括

【凡例】

（１）この別紙は本文の内容を補足するものであり，両方合わせて標準を構成するものである。

（２）報告書第３章の記載内容では，文章・図・写真・拓本・表の順に説明しているが，実際の報告書における体裁・割付は，文章と図や写真等が近接した位置に配置されない場合もある。

１．報告書の構成と記載事項

（１）報告書の構成

○報告書は，前文・本文からなり，主に以下のような章・節で構成される。

前文

表題，序文，例言・凡例，目次

本文

第１章　経過

　第１節　調査の経過

　第２節　発掘作業の経過

　第３節　整理等作業の経過

第２章　遺跡の位置と環境

　第１節　地理的環境

　第２節　歴史的環境

第３章　調査の方法と成果

　第１節　調査の方法

　第２節　層序

　第３節　遺構

　第４節　遺物

第４章　理化学的分析

第５章　総括

報告書抄録

○上記の構成は標準的なものであり，個別の発掘調査の内容によっては，章・節の省略や統合，あるいは追加が生じることが考えられる。

○本文第３章では，遺構と遺物を別の節に分けたが，遺構とその出土遺物をまとめて一つの節とする場合も少なくない。遺跡の内容等によって適切な方法を選択することが考えられる。

（２）報告書の記載事項とその内容

（ア）前文

①表題

○検索のための利便性を考慮し，原則として主題か副題のいずれかに遺跡名を入れる。

②例言・凡例

○当該発掘調査についての，調査原因となった事業名，調査地住所（都道府県名を必ず記載する），調査主体，調査期間（発掘作業及び整理等作業の期間），報告書の執筆者及び編集者名，経費負担のあり方，記録類や出土品の保管場所等を記述す

る。なお，発掘・整理等作業の体制をここで記述する場合もある。

○報告書で示されている，方位や標高の表示方法，遺構・遺物実測図の縮尺等，報告書を利用する上で必要な事項を記述する。

（イ）本文

①経過（第１章）

a）調査の経過（第１節）

○調査の原因，取扱い協議，法的手続き，試掘・確認調査の結果に基づく取扱い協議，遺構の保存協議（その経過や設計変更及び保存の内容）等の経過と内容について記述する。

・**図面**：開発計画図，遺構の保存措置を執った場合はその内容がわかる図等がある。

・**写真**：調査着手前写真等がある。また，調査地の特定ができるよう，必要であれば開発終了後の調査地風景写真も掲載する。

b）発掘作業の経過（第２節）

○全体計画，体制（主体者，担当者，作業委託の状況等），作業の経過，現地説明会の実施状況等を記述する。

c）整理等作業の経過（第３節）

○全体計画，体制（主体者，担当者，作業委託の状況等），作業の経過等を記述する。

○遺物の保存処理を実施した場合，その概要を記す。

②遺跡の位置と環境（第２章）

a）地理的環境（第１節）

○調査対象遺跡を含む一定範囲について行政区分や位置，地形や自然環境等を記述する。地形に関しては，調査終了後に大きく改変される場合があるので，特に詳細に記す。

・**図面**：遺跡位置図，遺跡周辺地形図等がある。

・遺跡位置図
遺跡の位置を都道府県単位の図等に示したもの。

・遺跡周辺地形図
遺跡の立地環境がわかる図で，地形図に調査対象地を示したもの。地形分類図を併用することもある。

・**写真**：遺跡周辺の環境がわかる遺跡遠景写真，旧地形のわかる航空写真等がある。

b）歴史的環境（第２節）

○調査対象遺跡を含む一定地域についての歴史的変遷を記述する。発掘調査の成果を理解する上で必要な時代については重点的に説明する。

・**図面**：地形図等に調査地周辺の遺跡の分布状況を示した遺跡分布図等がある。

・**写真**：歴史的環境のわかる写真等がある。

③調査の方法と成果（第３章）

a）調査の方法（第１節）

○試掘・確認調査の成果や既往の調査成果を示し，当該調査の実施に当たって設定された目的や課題等を記述する。

○目的や課題，問題意識に基づいた発掘作業，整理等作業の方針，実際に行った具体的な調査方法等を記述する。あわせて，発掘作業や整理等作業において特に留意した事項についても記述する。

・**図面**：試掘・確認調査区位置図，既往の調査区位置図，試掘・確認調査及び既往の調査成果に関する遺構・遺物実測図，発掘調査地区割図等がある。既往の調査区位置図と発掘調査地区割図は同一の図面で示してもよい。

b）層序（第２節）

○各層位については，土層名・土色・土質，遺物包含状況，さらにはその層の成因や時期，性格等について記述する。また，発掘作業において遺物を取り上げた層位と土層断面図の関係についても説明する。

○遺構面と包含層の関係や，火山灰のように広範囲にわたって確認され遺跡を理解する上で重要な鍵となる層については重点的に記述する。

・**図面**：土層断面実測図あるいは土層断面模式図等がある。その際，遺構面を強調したり，鍵となる重要な層については網掛けで図示する等，層序の特徴がよくわかるよう工夫する。

・**写真**：層序の特徴を最もよく表した断面写真等がある。

c）遺構（第３節）

○遺構の時期や検出面の数をはじめとする全体の概要，遺構種別ごとの概要を示した後，個別の遺構内容を記述する。その際，遺構の規模や形状といった客観的な成果だけでなく，遺構の検出過程や調査中に試行錯誤したこと等についても言及するよう努める。遺構名称は，遺構種別と番号で示す。

・**図面**：遺構全体図・遺構配置図・遺構個別図・遺物出土状況図・ドットマップ等が

ある。

・遺構全体図

検出した遺構のすべてを掲載した図。おおむね1/200 ～1/500 程度の縮尺とし，調査面積が広大な場合は1葉の図面に収まらないこともある。遺構個別図を作成しない遺構については，この図によって遺構が特定できるようにする。付図は紛失しやすく利用しにくい場合が多いので，できる限り避けることが望ましい。やむをえない場合は，図面ごとに必ず遺跡名を付ける等配慮が必要である。

・遺構配置図

主要な遺構について，検出された遺構の構成と配置を一目でわかるように模式的に示した図。

・遺構個別図

遺構の平面実測図と断面実測図で構成された図。

・遺物出土状況図

遺構から出土した遺物の状況を示した図であり，平面実測図とその断面実測図からなる。

・ドットマップ

遺物が出土した平面的位置，垂直的位置をドットによって示した図。発掘作業で作成した図をすべて機械的に掲載するのではなく，遺物の分布や接合関係に意味があり，遺跡や遺構を理解する上で必要と判断されたものについて掲載する。

・写真：全体写真・遺構個別写真・遺物出土状況写真等がある。

・全体写真

調査区全体の状況を撮影した写真。斜め上方から撮影した写真と垂直写真がある。前者は遺構の配置状況だけでなく土地の起伏や遺構の深さ等遺跡の立体感を表すことができ，写真の特性が生きる場合が多い。

・個別写真

完掘した遺構の全景写真を原則とするが，必要に応じてその過程やその遺構に付属する施設の詳細を示す写真を掲載する。

・遺物出土状況写真

遺構の時期や性格等を最もよく表した写真を掲載する。遺構と遺物の関係がよくわかるものを掲載する。図はなくても写真だけで足りる場合もある。

・表　：遺構の規模や形状等を掲載した一覧表。必要な遺構と項目を選択し掲載する。

d）遺物（第４節）

○遺物全体の種類や時期，おおよその出土量（コンテナ数等で示す。）等の概要を記述したのち，個別説明を行う。個別説明では分類基準を示し，全体の傾向や特徴等について言及する。実測図を掲載したものについての，選択基準を示す。

・図面：形式分類図・遺物実測図等がある。

・形式分類図

土器，石器等の形態に基づいた分類図。多量に遺物が出土し，遺物の特徴を説明する際に有効な場合に掲載する。

・遺物実測図

遺構の時期を決める遺物や遺構から出土した一括遺物等，遺構や遺物のあり方を考える上で必要と判断されたものを掲載する。その際，遺構の時期を決定する遺物，遺構出土一括遺物は器種構成やその比率等を考慮し，それぞれ必要な量を掲載する。各遺物の縮尺率はその種類ごとに統一することが望ましいが，特殊なものは大きさや特徴に即して決める。

・写真：個別写真，集合写真等がある。個別写真は遺物の質感，胎土，色調，遺存状況等の特徴を表現できる大きさにする。実測図を掲載したものすべてに個別写真を掲載する必要はなく，たとえば同種同形のものが多数出土した場合は代表的なものを選択する。

・拓本：有効性が認められるものについて掲載する。

・表　：遺物観察表。遺物の種類によって掲載する必要があるものに用いる。実測図に表現された調整技法の記載は原則として不要であり，特記事項や実測図で表現できないことを中心に記載する。

土器の胎土，石器の石材，木器の樹種も記載する。

④理化学的分析（第４章）

○分析の種類には，年代測定，自然環境の復元，土器・石器・金属器等の産地同定，石器・木器等の材質鑑定等があり，遺跡の内容に応じて実施した分析結果を掲載する。

⑤総括（第５章）

○発掘作業から整理等作業の過程で明らかになった遺構や遺物とそれら相互の関係を総合的に検討した上で，遺跡の構造，変遷といった発掘調査成果の基礎的な整理を行い，歴史的位置付けについても言及する。

⑥報告書抄録

○現在普及している様式に，発掘調査成果の要約（約500 字）の項目を加えるものとする（51 頁様式参照）。

○可能な限り，巻末に掲載することが望ましい。

２．記載に当たっての留意事項

（１）全体に関する留意事項

○遺構出土遺物については，遺構と別々に記述する方法と遺構ごとに出土した遺物をあわせて記述する方法がある。本標準では前者を示したが，それぞれの方法の特性や遺跡の内容により適切な方法を選択する。

○図面や写真について，既製の地形図や航空写真等を使用する場合は，原図作成（撮影）の主体者・時期・縮尺・図幅名等を明示する。

○遺構実測図には方位，標高及び縮尺を表した物差し（スケールバー），土層断面図には標高及び縮尺を表した物差し，遺物実測図には縮尺を表した物差しを必ず表示する。

○写真は，カラーと白黒各々の特性を理解した上で使い分けて掲載する。

（２）個別の留意事項

（ア）目次

○報告書全体の構成が把握しやすいように，本文では章と節の構成を，図や写真では個別遺構名と遺構の内容を示す。

○本文と図，写真，表等の検索が容易に行えるように工夫する。

（イ）遺跡の位置と環境

○同じ遺跡ですでに報告書が刊行され，これについて詳細な記述がある場合，その報告書名を示した上で，簡潔に記述することができる。

（ウ）調査の方法と成果

①遺構

○遺構の性格や内容に応じて記述の方法を工夫する。たとえば，竪穴住居や掘立柱建物，井戸等は遺跡を構成する主要な遺構であり，個々の内容について詳細に記述する必要がある。一方，小規模な溝や性格不明の土坑・小穴等については，必ずしも個々の内容を述べる必要はなく，全体の傾向等を記述することで足りる場合がある。

○遺物の出土状況は，遺構の年代や性格を決める重要な情報である。遺跡を理解する上で必要と判断されたものについては，遺物の出土層位とその特徴を記述し，それを踏まえて遺構の性格や年代についても言及する。

②遺物

○遺物の個別説明をする際，図や写真をみればわかるような事項については，逐一記述して全体が冗長にならないよう，記述内容を工夫する。

（エ）理化学的分析

○報告書全体の量を考慮して，掲載する分析結果の占める割合が過度に多くならないよう，分析者とあらかじめ調整をする。

（オ）総括

○発掘作業や整理等作業を担当した調査員あるいは調査機関が，学術的成果に基づき，考古学的手法を用いて記述する。

○遺跡を理解することに直接関わらない独立した内容の論文は掲載しない。

○総括に要する分量は写真を除いた本文（図面を含む。）のおおむね数％から 10 ％程度とする。なお，総括を行うために出土資料の編年や類例の検討等の考古学的分析が必要な場合は，これに要する分量が増加することもある。

報告書抄録《記載要領》

1－1	**ふりがな**	書名にふりがなを付す。読みはひらがなを原則とするが，かたかなでも可。 ローマ数字，括弧付き数字，丸付数字などは全て算用数字に替えて記入する。
1－2	**書　名**	主たる書名を記入する。できるだけ遺跡名が入った部分を書名として拾うこと。 特に書名がなくシリーズ名のみの場合は，本欄にもシリーズ名を記入すること。
1－3	**副書名**	主たる書名以外に副題がある場合は，その副題を記入する。
1－4	**巻　次**	書名がシリーズ名の場合，その巻次を記入する。
1－5	**シリーズ名**	書名とともにシリーズ名がある場合，そのシリーズ名を記入する。
1－6	**シリーズ番号**	そのシリーズの巻次を記入する。
1－7	**編著者名**	主たる執筆者から順次記入する。
1－8	**編集機関**	編集機関を記入する。
1－9	**所在地**	編集機関の所在地と電話番号を記入する。郵便番号も記入のこと。
1－10	**発行年月日**	発行日を西暦で記入する。編集機関と発行機関が異なる場合には，発行年月日の前に発行機関の項目を設ける。
2－1	**所収遺跡名**	掲載遺跡名を記入する。必ずふりがなを付けること。
2－2	**所在地**	遺跡所在地を都道府県以下，大字程度まで記入する。ふりがなを付し，「町」や「村」もそれが「ちょう」「そん」と読むのか「まち」「むら」なのか，分かるようにふりがなを付ける。 広範囲にわたる遺跡の場合，掲載調査区が属する主たる所在地名を記入する。
2－3	**市町村コード**	遺跡の所在する市町村を，総務省が定めた「全国地方公共団体コード」により都道府県コード＋市区町村コードの5桁で記入する。JISコードと同じ。
2－4	**遺跡番号コード**	市区町村別の遺跡コードを記入する。未決定の場合は，空欄とする。各市区町村内で同一コードが複数の遺跡に重複せぬよう留意すること。
2－5･6	**北緯・東経**	遺跡のほぼ中心と思われる位置を度分秒の単位で記入する。国土地理院2万5千分の1地形図等を利用して算出する。
2－7	**調査期間**	西暦を使用し全部で8桁で記入する。調査期間は実際の発掘作業期間とし，整理等作業の期間は含めない。調査が数次にわたる場合，分けて記入する。
2－8	**調査面積**	調査対象面積ではなく実際の発掘面積を平方メートル単位で記入する。
2－9	**調査原因**	発掘調査の原因を記入する。（発掘届の原因を参考）
3－2	**種　別**	掲載遺跡についてその種別を以下を参考にして記入する「集落・洞穴・貝塚・宮都・官衙・城館・交通・窯・田畑・製塩・製鉄・その他の生産遺跡・墓・古墳・横穴・祭祀・経塚・社寺・散布地・その他」
3－3	**主な時代**	各遺跡の主たる時代を記入する。細別時期・世紀が判明する場合，併記も可。
3－4	**主な遺構**	各遺跡で検出された主な遺構と遺構数を記入する。
3－5	**主な遺物**	各遺跡で検出された主な遺物について記入する。可能ならその数量も記入。
3－6	**特記事項**	調査成果，遺跡の性格など，特記すべき項目を記入する。
3－7	**要　約**	発掘調査の成果，遺跡の意義等を500字程度に要約する。

全般的注意事項

- 報告書抄録は，原則として発掘調査報告書作成者が，報告書に記された遺跡・調査・内容に関する情報と書誌情報を，本様式，書式に従って抄録し，報告書中に掲載するものとする。
- 抄録は報告書巻末への掲載を原則とするが，例言や凡例の後，奥付，裏表紙などの余白利用でも可とする。本文目次に抄録の掲載頁や位置を明記することが望ましい。
- 所収遺跡数が多い場合は複数頁を使用する。その場合，適宜書式を変更するなど極力使用頁数の節約を図る工夫をすること。
- 追加項目として「調査主体，資料の保管場所，書誌的情報（報告書頁数・版）」など独自に必要項目を加えたり，副書名やシリーズ名がない場合は不要項目を削除してもよい。ただし報告書の版サイズにかかわらず，できるだけ記載様式の統一性を維持するよう努めること。

報 告 書 抄 録 様 式

ふりがな	
書　　名	
副 書 名	
巻　　次	
シリーズ名	
シリーズ番号	
編著者名	
編集機関	
所 在 地	〒　　TEL
発行年月日	西暦　　年　　月　　日

ふりがな 所収遺跡名	ふりがな 所 在 地	コード		北　緯 °　′　″	東　経 °　′　″	調査期間	調査面積 ㎡	調査原因
		市町村	遺跡番号					

所収遺跡名	種 別	主な時代	主 な 遺 構	主 な 遺 物	特 記 事 項

要　　約	